

平成 23 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成23年 3 月 4 日 開会

平成23年 3 月11日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第 2 号 平成23年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第 3 号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第 7 号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成23年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第 9 号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第11号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第12号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第13号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第14号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第15号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第16号 平成22年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第17号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 宝達志水町行政財産使用料条例について
- 議案第22号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 宝達志水町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町立在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
- 議案第25号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 町道路線の認定について
- 報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第1号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

請願第1号 TPP交渉に関する請願書

平成23年3月4日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	11 番	金 田 之 治
5 番	宮 本 満	12 番	小 島 昌 治
6 番	津 田 勤	13 番	北 信 幸
7 番	中 谷 浩 之	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	太 田 永 作
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長	西 山 俊 英
健 康 福 祉 課 長	高 島 信 夫
産 業 振 興 課 長	藤 井 能 富 夫
ふ る さ と 振 興 室 長	中 村 努
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
会計課長	村井一隆
志雄病院事務局長	鍛治一良
生涯学習課長補佐	村井伸行

◎議事日程

- | | |
|-------|------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第2号 平成23年度宝達志水町一般会計予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第4号 平成23年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第6号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第7号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第8号 平成23年度宝達志水町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第9号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第10号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第11号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第14 | 議案第12号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第13号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第14号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第17 | 議案第15号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号） |

- 日程第18 議案第16号 平成22年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第17号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第18号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 宝達志水町行政財産使用料条例について
- 日程第24 議案第22号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 宝達志水町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 宝達志水町立在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第27 議案第25号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第29 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 請願第1号 T P P 交渉に関する請願書
- 日程第34 諮問案件に関する質疑・討論の省略
- 日程第35 採 決
- 日程第36 議案に対する質疑
- 日程第37 町政一般についての質問

日程第38 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（北本俊一君） ただいまから平成23年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、8番 林 一郎君、7番 中谷浩之君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北本俊一君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、町長から、第2次宝達志水町行財政改革大綱等の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成22年12月分並びに平成23年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） これより、本日提出のありました議案第2号 平成23年度宝達志水町一般会計予算から諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成23年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御応招を賜り、心から御礼を申し上げます。

まず、最初に、ニュージーランド地震のお見舞いについてであります。

去る2月22日、ニュージーランド南東のクライストチャーチ市でマグニチュード6.3の強い地震が発生し、200人を超える死者・行方不明者や多くの被災者が出る甚大な災害に見舞われ、その惨状は映像を通して全世界の人々が目にしたところであります。

今回の地震で犠牲となられました日本からの留学生など多くの方々に対し、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げ、被災地域の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、今年の冬は、昨年12月下旬から強い寒気の流れ込みにより、日本海側を中心に大雪に見舞われ、平成18年以来の大雪となりました。県内では1月30日から31日にかけて大雪に見舞われ、JR七尾線が全日運休となるなど日常生活や経済活動に大きな影響がありました。

本町では、住民生活に大きな支障が出ないように、生活道路などを優先的に除雪作業を進め、2月末までの除雪回数につきましては、町内全域で5回、山間部へは14回出動いたしております。こうしたことから、既決の除雪予算に不足を来すこととなったため、専決処分による補正予算を組んでその対応を図ったところであり、議会皆様の御理解を賜りたいと存じます。

次に、1月30日、金沢港西防波堤で座礁したパナマ船籍の貨物船から燃料の重油が流出し、金沢市から輪島市の海岸に漂着し、本町におきましても大量の重油の塊が砂浜に漂着いたしました。

重油の除去・回収につきましては、貨物船主が専門業者に委託し除去作業を行い、本町での除去はほぼ完了しており、環境や漁業への影響を心配しておりましたが、順調に除去・回収作業が行われ安堵いたしております。

次に、オムライスの郷づくりについて申し上げます。

今年度、まちおこしの一環として、日本で初めてオムライスを提供した洋食店の店主北橋茂男氏が、故人でございますが、本町（旧志雄町）の出身であったことから、オムライスの郷づくりを展開しており、2月から町内の飲食店8店舗の協力を得まして、試食会と銘打ってオリジナルのオムライスを考案し、提供していただき好評を得ております。

今後は、商工会などを中心にオムライスの郷プロジェクトを推進し、地元産の卵や米を使ったご当地グルメに発展させるなど、オムライスによる町の活性化につなげていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、農業を取り巻く情勢について申し上げます。

本町の農業の状況は、農産物価格の低迷、農業従事者の減少と高齢化の進行等による農業産出額の減少傾向など厳しい環境にあります。

こうした中、菅首相は「平成の開国」を宣言し、環太平洋経済連携協定、略してTPPと申しておりますが、について関係国との協議の開始を検討すると表明しておりますが、我が国がTPPへ参加し関税が全廃された場合、農林水産省の試算では、農業分野においてはその影響は大きいと言われ、特に、本町農業の基幹作物である米の価格下落は地域経済にも影響を及ぼすのではないかと懸念をいたしております。

今後、TPPに対する政府などの動きを注視するとともに、県や関係機関と連携して本町農業の維持と発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、町長に就任してからの丸2年を振り返り、改めて所信の一端を述べさせていただきます。

私は、町民の皆様との約束を果たすべく、財政の健全化と実効性のある行財政改革を旗印に、新しい町政のあり方として、将来に希望が持てるまちづくり、役場と町民が一体となる協働のまちづくりを念頭に置いて取り組んでまいりました。

就任早々に役場組織の機構改革を行い、財政健全化の道筋をつけるために「健全財政推進室」を、地域住民との協働による地域振興策を具現化させるために「ふるさと振興室」をそれぞれ立ち上げ、専任体制をしいて全力で取り組んでまいりました。

財政健全化もふるさと振興も一朝一夕になし得るものではありませんが、財政健全化に

においては、財政健全化判断比率の4指標のうちの将来負担比率が大幅に改善したことや、ふるさと振興においても、地域資源である農山村と都会に住む大学生による交流や、特産品を活かした住民主導型の生産・販売方策が提案されるなど、徐々にその効果が出始めており、今後も一層の推進・支援してまいりたいと考えております。

さて、我々、地方自治体を預かる者にとりましては、いかなる行政課題に対処する場合にも、常に計画性と説明責任が求められるわけではありますが、財政の健全化をスタートするに当たり、まず町民の方々に改革の中身を知っていただくことが大切と考え、先に財政健全化方策を策定し、町の財政運営の基本的方向性について御理解と御協力をお願いしたところであります。

また、平成18年3月に策定された第1次行財政改革大綱が既に5年を経過し、計画の終期を迎えることから、その成果を見据えて、第2次行財政改革大綱を策定いたしました。

平成23年度から新しい大綱による実施計画をもとに進行管理を行い、いわゆる「削減の改革」ばかりでなく、「経営の改革」にも組織一体となって懸命に取り組んでまいります。

なお、平成23年度から始まる第2次の行財政改革を推進するには、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら取り組む必要がありますので、きめ細かに集落座談会や説明会を開催してまいります。

さらに、この行財政改革大綱を財政面から支えるため、新たに財政健全化計画、これは平成23年度から平成25年度までの計画でございますが、を事業実施計画の段階から全庁的に関与する形で策定いたしました。

また、同じく人事面から支えるため第2次定員適正化計画、これは平成23年度から平成27年度まででございます、を策定するとともに、人材育成基本方針を明らかにいたしました。特に、人材育成基本方針は従来なかった新たな方針であり、前例踏襲やコスト意識の欠如といったいわゆるお役所仕事を克服し、職員一人ひとりがともに挑戦し、未来志向をもって職務を遂行するよう意識改革を推進していくものであります。

これらは行財政改革大綱を支える両輪として重要な役割を果たすものと期待をいたしております。

公共施設の統廃合については、押水庁舎の閉庁、北大海第二保育所の北大海第一保育所への統合に続き、平成23年度は北部保育所を中央保育所へ統合いたします。これらの統廃合については、行財政改革の観点から当初の計画を前倒しして進めておりますが、町民皆様の日常生活に配慮しながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

また、統廃合後の旧建物の取り壊しや跡地利用の諸問題にも、スピード感を持つて的確に対応してまいりたいと考えております。

このほか、指定管理者制度の導入や遊休資産の処分など、進めなければならない問題は山積いたしております。

道半ばではありますが、2年間の改革の歩みを反省材料にして、残された任期に全力投球してまいりますので、議員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたします議案第2号から議案第10号までの平成23年度予算に関する議案9件について御説明いたします。

最初に、当初予算の指針となる国の地方財政対策の概要についてであります。

我が国の経済は本格的な回復軌道に乗っておらず、景気回復とデフレからの脱却が模索されています。

また、国の新年度予算は、政権交代後、ゼロから取り組む最初の本予算であることから、政府は、経済成長、財政健全化、社会保障改革を一体的に実現し、元気な日本の復活を標榜しております。

このような社会・経済情勢のもと、地方財政への対応については、実質的に平成22年度の水準を下回らない財源措置を行うことを地方財政計画の基本に据えており、一応安堵いたしております。

具体的には、地方の一般財源総額は最終的には確保されていますが、地方にとって一般財源の骨格を占める地方交付税の総額を17兆4,000億円と措置する一方、臨時財政対策債については、対前年比1兆5,000億円、20.1%の減と大幅に減額しております。

この2つを合わせた金額が実質的な普通交付税として地方に配分されるわけであり、その総額は、対前年度比9,000億円、3.9%の減となっております。

とりわけ本町に限って言えば、この状況に加え、先に公表された本町の国勢調査人口の速報値は、5年前の調査と比較して955人、6.27%減少しており、普通交付税の本町配分額は積極的には見込めない状況にあります。

次に、地方財政計画における地方税収入見込額についてであります。税制改正により、市町村税にあつては1.6%の増を見込んでおりますが、地域における経済の実勢の差を反映し、本町の町税収入は反対に1億円を超える減収が見込まれており、自主財源の確保が一段と厳しい状況にあります。

こうした厳しい財政環境の中、平成23年度予算の編成に当たっては、1つ目として、予算執行の効率化と経費の徹底した節減、2つ目として、財政健全化判断比率を見据えた予算編成、3つ目として、財政健全化方策の基本理念の堅持、4つ目といたしまして、第2次行財政改革大綱の着実な実施、5つ目としまして、限られた財源の重点配分の5つを基本方針にして予算を編成いたしました。

平成23年度予算は、統合中学校の建設など将来の大型事業を見据えた予算と言えますが、一昨年から継続的に取り組んできました相見保育所の新築や岡部家の改修が完了したことや、道路事業の交付金廃止に伴い前倒ししていることもあり、内容的には投資的経費が抑えられております。

町民の安全・安心な日常生活に欠かせない保健・福祉、教育の充実・強化を図りながら、地域活力の掘り起こしにより、ふるさと振興を目指したものとなりました。

その結果、町の会計別予算規模は、一般会計は70億3,800万円となり、国民健康保険や介護保険などの5つの特別会計は合わせて32億6,092万1,000円となりました。

なお、下水道事業など3つの企業会計を合わせた町全体の予算の総額は131億4,022万8,000円となり、緊縮型予算となりました。

それでは、今回御提案しました全9会計を通じて当初予算に盛り込みました主要な施策について、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い、順次御説明いたします。

まず、第1点目として、総合的なまちづくりの推進についてであります。

町内の連携や交流促進、一体的・総合的な地域づくりを進めるため、情報格差の是正及び今後のまちづくりに欠くことのできない情報通信基盤の整備として、重点的に取り組んでおりますケーブルテレビ事業については、平成22年12月から、さくらチャンネルのデジタル放送を開始しており、放送内容の充実とさらなる加入の促進を図ってまいります。

また、行政からの情報提供、町の話題など地域に密着した自主番組放送の一層の充実を図りながら、町のPRを町内外へ情報発信し、広報広聴機能の充実を進めていくものであります。

第2点目に、生活環境の整備についてであります。

町の活力と健全な発展を目指し、安全・安心で住みよいまちづくりを行うため、住宅新築等奨励金をはじめ、町及び町土地開発公社保有地の分譲を推進し、また、公共交通対策として、地域住民の利便性を考慮したデマンドタクシーの運行业務を引き続き行うものであります。

衛生環境の充実については、廃棄物減量化と資源の有効利用の啓蒙普及を継続して行い、公衆衛生の向上と快適な環境づくりを推進することとしております。

防災・消防体制の充実については、昨年度に引き続き、建築物耐震改修の促進を進めるための助成制度を設け、防災対策の充実と地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すものであります。

第3点目として、保健・医療・福祉の充実についてであります。

少子高齢化が著しい本町においては最も重要な施策であり、子供から高齢者まですべての町民が健康で安心して暮らせるまちづくりに、より積極的に取り組んでまいります。

具体的には、健康づくりの推進として、がんの早期発見と早期治療及び生活習慣病の予防改善を推進し、疾病の発生及び重症化を防止するため、働く世代への大腸がん検診として無料クーポン券の発行を行うほか、母子保健のさらなる充実を図るため、子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌などのワクチン接種に要する経費の助成を行います。

また、国民健康保険事業の運営及び保険基盤の安定と医療費の適正化を図るため、特別会計の支援を継続するものであります。

医療・救急体制の充実として、志雄病院は地域における基幹的な公的医療機関として重要な役割を担っており、今後とも必要な医療を安定的かつ継続的に提供し続けるため、保健・福祉との連携をより一層図っていく必要があります。

このため、地域住民の医療の確保を図るため、将来の新病院建設を目途に、基本構想を新たに策定することとしております。

さらに、医療の質の向上と情報の一元化によるチーム医療の推進を図るため、医療情報システムを順次構築していく予定であります。

また、病院経営の安定のため、運営に資する経費を繰出基準の全額の財政措置を行ったところであります。

押水クリニックについては、前年度から引き続き午前中の半日体制とし、地域の医療機関として運営をしていくことといたしております。

高齢者福祉の充実として、地域包括支援センターを中心に総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活や、住みなれた地域で安心して生活できるよう地域の実情に応じた支援を行うほか、高齢者全般に対して転倒予防事業、栄養改善、閉じこもりや認知症予防などの介護予防事業に取り組むものであります。

障害者福祉の充実として、障害者自立支援法の制定により身体、知的、精神の障害種別

にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを実施するものであります。

介護保険制度につきましては、引き続き町独自のきめ細かな支援策を織りまぜながら、より効果的な運営に努めるものであります。

少子化対策・子育て支援として、子供を安心して生み育てることができ、若者の定住にもつながる施策として、保育所及び放課後児童クラブの運営を核として、南部保育所、相見保育所の中に設けている子育て支援センターにおける事業をより一層重点化し、保育ママ制度、子育てに不安を抱える母親などが気軽に集える場を提供する親子つどいの広場など、子育て世代のバックアップを強く推進してまいりたいと考えております。

第4点目として、教育・文化・スポーツの充実についてであります。

まず、学校教育の充実についてであります。学校教育は、集団の中で日常的に切磋琢磨することや、多様な対人関係を築き、豊かな学力とたくましい心身をはぐくむ重要な時期であります。

これからの社会では、確かな学力を身につけ、個性や創造性に富む人間が求められており、本町の児童・生徒が、意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、心身ともに健やかな人間となれるよう、よりきめ細かで確かな人材の確保と教育環境の整備を行いたいと考えております。

次代の宝達志水町を担う生徒たちの教育環境を安全・安心で快適なものとするため、統合中学校建設に向けての住民合意を得るべく、中学校基本構想を策定するほか、統合中学校施設整備基金への積み立てを実施するものであります。

また、町内唯一の高校である県立宝達高校の存続のため、引き続き宝達高校を支援する会への助成を行い、特色ある学校づくりの一助とするものであります。

生涯スポーツ推進については、県内外から優秀チームを招待し、児童の技術の向上と親睦・交流を深めることを目的とした大会に助成し、ジュニアスポーツの育成を図ってまいります。

歴史文化遺産の継承では、歴史・文化遺産を「町の宝」と位置づけ、その保護と保存に努めるとともに、加賀藩十村役である岡部家においては、復元作業が完了し、平成23年度に一般公開を予定しております。

第5点目として、産業の振興についてであります。

地域の存立基盤である農業の振興については、生産活動だけではなく、農地の保全が防

災や景観の上で重要であることを踏まえ、総合的な支援に努めることとしております。

具体的には、中山間地域における営農支援、水田農業活性化対策、農地・水・環境保全向上対策及び土地改良事業の実施を図るとともに、ハード面については、平成24年度新規採択に向け今浜第2地区の圃場整備事業の実施に係る事業計画書作成のほか、老朽ため池整備事業などの推進を図るため、所要の事業費を確保したところであります。

また、工業の振興については、企業誘致対策として、昨年度操業を開始しました株式会社NTN宝達志水製作所と同様、誰もが安心して働ける就労環境を確保するため、引き続き重点的に取り組むたいと考えております。

新たな雇用機会の創出として、前年度と同様に厳しい雇用情勢に対処するため、国の緊急雇用対策に基づき、石川県の緊急雇用創出特別事業費補助金を受け、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出、提供する事業として、空き家等調査、林道側溝清掃、公共施設除草、林道除草、指定文化財等樹木剪定及び広域農道除草の各作業を実施し、生活と雇用の安定化を図るものであります。

ふるさと振興事業については、地域の特産物等の開発及び伝統文化、施設、景勝などの地域資源の情報を都会に発信し、交流人口の増加や定住化を図り、地域の活性化を促進させるものとして、オムライスの郷プロジェクトや宝達山マンスリー2011開催事業などを実施するものであります。

また、前年度から引き続き、住民主導型ふるさと振興事業として、地域住民がさまざまな趣向を凝らした特産品の開発や地域振興イベント等の実施に対して助成を行うものであります。

第6点目として、都市基盤の整備についてであります。

幹線道路、生活道路の整備については、一括交付金として社会資本整備総合交付金を活用し事業を実施してまいります。

下水道整備については、南呂知西部、東部地区及び散田地区の農業集落排水事業としての機能診断の実施を行うものであります。

公共下水道事業では、樋川処理区においては浄化センターが一部供用開始されており、着実な生活排水処理の普及と下水道への加入促進をはじめ、管渠整備の実施、今浜処理区の浄化センターでは長寿命化計画の策定や耐震計画策定業務の調査及び計画の策定、北川尻処理区の浄化センターでは施設の健全度調査を実施するものであります。

上水道事業については、志雄浄水場の電気設備及び次亜塩素注入設備を更新するほか、下水道整備に並行して上水道老朽管や鉛製給水管の計画的な更新を実施し、安全で安定的な上水道の供給に努めるものであります。

第7点目として、行財政改革の積極的な推進についてであります。

町民の目線に立った簡素で効率的な行財政運営の実践を目指し、平成18年3月に策定した宝達志水町行財政改革大綱が今年度で終了年を迎えます。

第2次行財政改革大綱の策定においては、中長期的な視点に立った計画的運営による財政基盤の確立が欠かせないものであり、緻密な財政計画を織り込み、今後も引き続き町の実情に応じた行財政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、企業会計の安定的な運営を図るため、継続して繰出金として繰り出すほか、町土地開発公社の経営の健全化を促進させるため、本年度から土地開発基金へ積み立てを行うものであります。

以上が平成23年度当初予算に織り込みました施策の概要であります。

その結果、町予算の柱となります一般会計は、前年度対比で4億2,200万円、5.7%の減となります。

一般会計予算の歳入面では、町税にあつては、課税客体の適正な把握のもと、地域経済の動向などを見極め、7.3%の減と見込んでおります。

地方交付税については、普通交付税にあつては、平成22年度地方財政計画に基づき需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年度実績を勘案し、前年度比1.0%の増、特別交付税にあつては、前年度比5.0%の増を見込み、地方交付税全体では前年度比1.5%の増と見込んだところであります。

繰入金については、財政健全化のため、財政調整基金からの繰り入れを行わない方針であります。

なお、町債については、普通建設事業など大型事業の完了や臨時財政対策債の縮減に伴い、前年度比42.1%の大幅な減となっております。

また、その他の町債についても、合併特例債など財源補てん措置が見込まれる良質なものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものとして、人件費では、給与の縮減緩和及び新規採用者の増員、退職者数の増などで前年並みとなり、扶助費では0.2%の増、公債費は0.4%の増となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度より2.9ポイントの増で49.6%となつ

ております。

また、普通建設事業のうち単独事業については、相見保育所改築事業、岡部家保存整備事業などの大型事業が完了したことにより、91.8%と大幅な減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算を15億3,840万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、被保険者数を3,458人、世帯数を2,040戸と見込み、医療費適正化対策としてレセプト点検の充実、内臓脂肪症候群に視点を当てた特定健診及び特定保健指導の実施率向上にも積極的に取り組み、国民健康保険事業の安定的運営に努めるものであります。

後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算を1億7,399万2,000円とするものであります。

高齢化が進む中、老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が施行されて4年目となり、対象者を2,400人と見込んだものであります。

介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算を14億5,466万4,000円と定め、本年は第4期介護保険事業計画の3年目に当たり、第1号被保険者数を4,300人と見込み、主な内容につきましては、歳入では、保険料2億3,679万7,000円、国庫支出金3億3,844万9,000円、支払基金交付金4億1,600万6,000円とし、歳出では、保険給付費13億8,368万円、地域支援事業費2,273万6,000円とするものであります。

また、今後の高齢化社会において、住みなれた家庭や地域で、健康を保持し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう、介護サービスの充実や地域支援事業の推進に取り組んでまいります。

国民健康保険直営診療所特別会計予算は、歳入歳出予算を3,495万2,000円と定め、地域に密着した診療所として、より積極的に取り組んでまいります。

ケーブルテレビ事業特別会計予算は、歳入歳出予算を5,890万5,000円と定め、主要事業であるさくらチャンネルは、行政情報や地域の話題など地域に密着した自主放送番組を放送してまいりましたが、新年度もさらに内容を充実し、地域に根差した、町民に親しまれるさくらチャンネルを目指してまいります。

また、電波法の改正により本年7月24日をもってアナログ放送が停止されますが、地上デジタル放送開始に伴う対応として、町ケーブルテレビ加入者に対しては、デジタル放送をアナログに変換して放送するサービスを平成27年3月末まで行う予定としております。

これを機会に、加入に向けたPR等を積極的に行うとともに、平成22年度に引き続き、新規加入促進のキャンペーンを実施し、加入率の増加を図ってまいります。

さらに、番組提供とあわせて、高速・大容量のデータ通信が利用できるケーブルインターネットサービス事業のPRにも努め、今後も住民サービスのさらなる向上のために取り組んでまいります。

水道事業会計予算では、平成23年度の事業予定量として、給水戸数を4,730戸、年間総給水量を126万6,000立方メートル、1日平均給水量を3,468立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き公共下水道工事に伴う老朽管の布設替えや鉛製給水管の布設替えに鋭意取り組むことに加え、配水設備や志雄浄水場の設備更新に係る経費を計上するものであります。

下水道事業会計予算では、平成23年度の業務量として、農業集落排水事業では、排水戸数880戸、年間総処理量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数2,670戸、年間総処理量82万2,000立方メートルと見込んだところであります。

また、これらの事業は地方公営企業として独立採算制のもとで事業運営をすることになっているところから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図ることなどにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量では、病床数100床、年間入院患者数1万8,000人、年間外来患者数4万8,360人とそれぞれ見込んでおります。

事業については、地域医療の持続的な提供を図っていくために、病院基本構想策定事業費を新たに計上いたしたところであります。

さらに、医療の質の向上と情報の一元化によるチーム医療の推進を図るため、医療情報システム構築に係る経費を計上いたしたところであります。

また、地域の基幹病院として、地域住民の健康と医療の確保を図るため、今後とも、志雄病院改革プランに基づき、より一層の病院事業経営の健全化・効率化に取り組んでまいります。

以上が議案第2号から議案第10号までの平成23年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成22年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第11号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に2,773万1,000円を追加し80億7,422万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入予算については、町税、地方交付税等の確定見込みによる更正のほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、人件費をはじめ、事業の実績により精算するもの及び財源の組み替え更正がほとんどであります。

新たに追加計上いたします歳出予算の主なものについて、順次御説明いたします。

総務費では、職員人件費における退職手当組合負担金、庁舎維持管理に要する経費、町有施設整備基金等への積立金などを追加するものであります。

民生費では、福祉車両運転手賃金や自立支援医療費の過年度国庫負担金返還金のほか、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

衛生費では、後期高齢者医療広域連合への健康診査委託に要する経費、水道事業会計への繰出金を追加するものであります。

農林水産業費では、県営圃場整備事業に伴う経費を追加するものであります。

土木費では、県単道路改良事業に伴う経費、建築物耐震改修促進計画事業に要する経費を追加するものであります。

教育費では、特別支援学級の新設に要する経費、学童の増員に伴う給食業務委託に要する経費、生涯学習センター維持管理に要する経費、ジュニアソフトテニス全国大会出場及びジュニアサッカー記念大会に伴う助成金などを追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算は、町税、普通交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入、町債を充てるものであります。

繰越明許費補正については、国の第1次補正予算による「住民生活に光をそそぐ交付金」と「きめ細かな交付金」を財源とする事業経費については、既に承認をいただき迅速に予算執行を行っておりますが、これらの交付金対象事業のほか、既存事業において年度内に事業が終わらない見込みの事業があり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越しするものであります。

繰り越しをする事業は、住民生活に光をそそぐ交付金関係では、民生費の巡回バス購入事業費、きめ細かな交付金関係では、土木費の公共施設等整備事業費及び教育費の小学校施設整備事業費、既設事業においては、農林水産業費の県営圃場整備事業負担金、県営圃場整備事業計画策定事業負担金、中山間地域総合整備事業負担金、農業用ダム建設事業負

担金、ふるさと農業整備事業負担金のほか、土木費の公園管理費、建築物耐震改修促進計画事業費などがあります。

地方債補正については、平成22年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要額の更正を行うものであります。

議案第12号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に2,802万6,000円を追加し16億4,228万3,000円とするものであります。

歳出予算については、国保連合会のレセプト電算化に要する経費、一般被保険者の診療に対する被保険者負担額の増に伴う経費、平成21年度国庫金等の返還に要する所要の経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第13号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から1,506万3,000円を減額し1億6,631万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

議案第14号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に1,854万9,000円を追加し14億2,958万6,000円とするものであります。

歳出予算については、ほとんどが事業の精算見込みによるものであり、新たに追加する経費として、総務費では、介護認定申請者のための迅速な調査などに要する経費、保険給付費では、利用者の増に伴う介護サービス等給付費などの給付に伴う所要の経費、地域支援事業費では、家族介護用品購入助成に要する経費、所得更正により過年度分保険料の還付に要する経費などを追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

議案第15号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）に

ついてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に9万円を追加し6,460万1,000円とするものであります。

歳出予算については、石坂・向瀬地内の区画整理事業に係る光ケーブル支障移設工事に伴う業務委託経費の減額のほか、ケーブルテレビで放映するための記録用媒体購入に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、一般会計繰入金を充てるものであります。

議案第16号 平成22年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、水道料金単価の引き下げ及び使用水量の減少によるもので、収益的収入は89万円を減額し3億5,465万1,000円とし、収益的支出は607万5,000円を減額し3億5,686万円とするものであります。

議案第17号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、主に事業内容の精査に伴うものであり、収益的収入では25万9,000円を増額し6億3,496万7,000円とし、収益的支出では374万5,000円を減額し6億3,350万3,000円とし、また、資本的収入では1億555万9,000円を減額し2億243万2,000円とし、資本的支出は9,802万円を減額し4億6,962万9,000円とするものであります。

議案第18号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、外来患者数の減少、医薬品及び診療材料、高度医療機器等の精算見込みによるものであります。

収益的収入では2,616万5,000円を減額し11億3,500万円とし、収益的支出では4,616万5,000円を減額し11億1,500万円とし、また、資本的収入では4,018万4,000円を減額し3,242万1,000円とし、資本的支出では1,900万円を減額し8,223万8,000円とするものであります。

次に、報告第1号につきましては、専決第1号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算に2,000万円を追加し80億4,649万7,000円としたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算では、本年度の除雪に要する所要の経費を追加

するものであります。財源となります歳入予算では、臨時財政対策債を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明申し上げます。

まず、議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町財政の健全化に資するため、さらに1年間、私の給与を10%、副町長及び教育長の給与を2.5%削減して支給するためのものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町の財政状況を考慮し、医療職給料表の適用を受ける職員を除く一般職の職員について、4月から1年間、給料月額を1.5%削減して支給するためのものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町行政財産使用料条例についてであります。これまで行政財産の使用料について明文化された規定がなかったことから、新たに使用料条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。相見保育所の移転改築に伴い位置を変更するとともに、宝達志水町公共施設統廃合推進計画に基づき、北部保育所を廃止し中央保育所に統合するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例についてであります。移転改築する相見保育所内に町内2番目の子育て支援センターを新設するものであります。

次に、議案第24号 宝達志水町立在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてであります。現在、宝達志水町地域包括支援センターが在宅介護支援センターにかわってその目的を包括して業務を行っていることから、在宅介護支援センターを廃止するものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてであります。県指定重要文化財「岡部家」の大規模修繕が終了したことから、同施設を公開するため追記し、あわせて施設の効率的な運営のため、開館期間を見直すものであります。

次に、議案第26号 町道路線の認定についてであります。上田10号線を新たに町道に認定するものであります。

最後に、諮問第1号から諮問第3号までは、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本年6月30日をもって任期満了となります3名の人権擁護委員のうち、志尾明男氏については引き続き、また、山本外茂夫氏については後任としまして宇野 哲氏を、山本忠嗣氏の後任としまして國井 勤氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、人事案件につき質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（北本俊一君） ここで、議案第2号から報告第1号に対する質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（北本俊一君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） 3番の土上でございます。

私は、今定例会におきまして3点町長に御質問いたします。

まず、1点目でございますけれども、旧工場跡地の利用計画でございます。

柳瀬地内の旧加能繊維跡地を平成14年に町が登記を完了して取得していたかと記憶しております。それ以来、建物はそのままの状況に放置され、取り壊しの計画すらなされていない状況であると思っております。中でも、かなり古い建物もありますが、もし突風なり台風などが来た場合に、周りの農地や民家にも被害がこうむるおそれがあると思われま

す。また、財政の健全化に伴い、いろんな事業の縮小など歳出の削減ばかりが先行しているようにも見える今日でございます。収入を増やすことも大事ではないでしょうか。

そこで、早急に建造物の取り壊しをし、その経費については土地の高さを国道づらまで下げれば、いろんな土砂の売却代金とでも相殺できるのではないのでしょうか。そういう工

場跡地であれば、今後、工場誘致であれ宅地造成であれ、何を計画するにも現状のままでは計画を立てにくいと思われませんが、今後の計画を町長にお伺いいたします。

2点目といたしましては、各集落及び各種団体からの要望事項の取り扱いでございます。

まず、1点目といたしまして、平成22年4月から、道路の改良なり新設は地元負担10%という条例が施行されておりますが、その当時も経過措置をどうするのか質問があったと思いますが、その質問に対しては、検討いたしますとの回答でたしか終わっていたかと思っております。

今後も含めて、年々、財政状況に伴い集落負担が変動すると思われませんが、以前から要望しているにもかかわらず、修繕なり改良工事、そういった実施されない箇所などについて経過措置を設けるのか、また、過去は白紙に戻して実施するのか、非常に重要な問題だと思いますが、これからの第2次行財政改革を進める上においても重要な問題だと思いますので、どう施行するのか現段階でわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

また、2点目といたしまして、各集落及び各種団体からの要望事項の取り扱いは、今現在、各課で実施していると思われませんが、平成19年にたしか総務課が窓口になり、各要望書を取りまとめ、各区長さんに回答もしていたかと思われまして。それ以後要望がなされている各集落のいろんな事業があると思っておりますが、そういったものにも回答されたのかどうか、そういう点もあわせてお聞きいたします。

以上3点を今定例会に御質問いたします。

以上で終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員にお答えいたします。

まず、1点目の柳瀬地内の旧加能繊維跡地の今後の利用計画についてでございます。

当該工場跡地は、国道249号に面しまして、能登有料道路今浜インターチェンジからも近いなど、周辺の交通事情も良好な環境にあります。土地の広さも約7,000坪余りということで、大きな一団の土地を形成しております。企業の立地環境として高い資産価値があるわけでございます。

将来的には企業誘致用地として平成14年に町が取得したものでございます。その後、企業誘致活動はもとより、石川県企業誘致ガイドに柳瀬第二工場適地として紹介するなど、企業立地を推奨しまして現在に至っているのが現状でございます。

本町では、この3月に第2次行財政改革大綱を策定し、歳出のみならず、自主財源の確保の観点からも、遊休財産の売却促進に向けて、歳入面からの行革も積極的に進めているところであります。

そこで、今後の企業誘致活動につきましても、雇用の拡大、地域の振興、住民福祉の向上など幅広い分野で町並びに周辺地域の発展につながることを条件として、より積極的に強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、議員からの砂の採取に関する御提案がありましたので、このことについて少し述べさせていただきます。

まず、砂の採取を行うための手続についてでありますけれども、砂の採取を行うときには、砂利採取法の規定によりまして、許可業者が採取計画に関する県知事認可を得まして進めなければならないという規定になっておるわけでございます。

したがって、この跡地の砂を処分するときには、許可業者に砂の採取、販売を委託し、あわせて用地造成をすることで当該土地が売却しやすくなる。また、収入が見込まれるということになるわけでございまして、それは議員御指摘のとおりでございます。

しかしながら、当該土地の砂の量は約16万5,000立方メートルと積算されておりまして、大型ダンプカーに換算しますと約3万台分に相当するという大変大きな量になっております。そこで、採取が完了するまでには相当長い期間を想定しなければならないことから、建物の取り壊し経費の予算化が必要となるなど、いろいろな問題が出てくるわけでございます。

そうしたことから、町としましては、土地と建物を一括してできるだけ速やかに売却したいというふうに考えております。

土地の売却方法につきましては、公募方式により要領を明記しまして、その内容に適した者に決定してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域住民から賛同を得られる計画を念頭に、今後、議会の皆様方とまた御相談しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の集落要望事項の取り扱いについてでございますけれども、各集落からの要望は、道路整備や農林関係の施設、防犯灯など多岐にわたって多数出てきております。なかなか、現在の厳しい財政状況から、すべての要望にこたえられないというのが実情でございます。

要望は、現在、それぞれの所管課で受付を行いまして、その要望の内容をお聞きし、現

地確認などを実施しまして、事業費を見積り、緊急性や効果の高いものから予算の範囲内で対応しております。中には県や関係機関と協議しながら実施しなければならないものもありまして、時間がかかるものもございます。

また、平成19年度以降の要望の回答につきましては、各所管課で受付を行いまして、現地で協議などを行ってきておりますが、予算のこともあり、いつ実施できるかちょっとわからないというようなことで、詳細な回答ができないものもございます。

これまで約300件余りの要望が各集落から出てきております。

そこで、平成21年度までの要望事業についての取り扱いにつきましては、平成22年度から負担率を変更したことなどがありまして、改めて集落から優先順位をつけて出させていただくように先般の区長会でお願いしたところでございまして、今後、各集落から優先順位をつけて出てきたその要望を見まして、優先順位、それから、効率の高いもの等を勘案しながら、予算をできるだけ確保して実施に移してまいりたいというふうに考えておりますので、また御支援、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（北本俊一君） 3番 土上 猛君。

〔3番 土上 猛君 登壇〕

○3番（土上 猛君） ただいまの御回答の中で、集落要望の件で少し、もう1回確認したいんですけども、22年4月から地元負担が10%ということに条例化されております。

そうした場合に、今ほどの町長の回答では、21年までの要望されたその内容、もう1回各区長さんにきちっと説明し、改めて提出していただくというような回答でございましたけれども、その場合に、その10%の負担が改良とか新設に係る場合は取るのか取らないのか、そこら辺を回答お願いしたいと思います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 再質問にお答えいたします。

負担金率が22年度に変わったということでございます。改めて要望を取りまとめておりますので、それには負担額も当然新規のやつで実施してまいりたいというふうに思っております。だから、以前のやつについては改めてということになりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（北本俊一君） 次に、9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 改選後初の定例会の質問ということで、初心新たに町長に2点ほど質問をしたいと思います。

先般の平成23年度予算概要の説明の際に、昨年秋に行われた国勢調査における人口は1万4,281人で、5年前から見ますと955人の減少というお話でありました。

人口減少が進めば当然税収も落ちてまいります。そして、高齢化が進めば社会保障費などの扶助費、いわゆる義務的経費の支出の増加が予想され、当然、入りが減り、出が多くなるのですから自治体は税収不足に悩まされるようになります。

そこで、どの自治体も今後真剣に取り組んでいかなければいけないのが税収問題であります。いかに安定的に毎年税収を確保していくか、人口減少時代の到来を迎え、今こそ取り組まなければならないのがこの問題であり、1つの方策として人口の確保が大変大きな問題と考えます。

そんな中、民間の手法を活用し、自治体のマーケティングという概念が、今日、注目を集めているようであります。企業が自社の製品を売るために広告を打ったり、店に呼び込むための企画を打ったりするのと同様に、自治体も自分たちの町の認識度を高め、自分たちの町を訪れてもらい、自分たちの町にお金を落としてもらえようにしたり、居住地の選択の1つに自分たちの町を加えてもらうために、このマーケティングの手法を自治体も使い始めたのであります。

その効果はまだまだ未知数ではありますが、これまでの自治体の横並び主義でやっても意味のないようにも見えますし、このような取り組みを早く行うことで、他の自治体にはないこの手のノウハウを蓄積できるのではと思うところでもあります。

そこで、このマーケティングということで質問をいたします。

まず、1点目に町民の融和についてお伺いをいたします。

御承知のとおり、平成17年3月1日に志雄・押水両町が合併をし、はや6年が経過をいたしました。故郷の発展に希望を持って合併に臨んだわけであります。しかしながら、合併後6年を経た今、町民の皆さんは「何も変わらない」といった思いがあるのではないのでしょうか。

これは2町が一本化し融和が図られていない証拠だとも思います。見かけは1つの町であります。実情は2町の町がまちまちで、同じ町民という感覚が欠如しているようでもあります。すべてにおいて旧町の意識を捨て、今から新しい宝達志水町を町民みんなで築いていこうといった心意気が大切だと感じます。

今現在、敬老会などはじめ町民を対象とした各種イベント、行事が開催をされておりますが、やはりその席上でも旧町単位で、旧志雄、旧押水という声を耳にいたします。そうした中、やはり町民の融和を図るためには、宝達志水町を誇りに思う心と一体感をはぐくむ機会を提供し、住民の連携が深められるようなイベントやプロジェクトを行っていく必要があるとも思います。

その際には、既存イベントなどの再考も踏まえた上で、子供から高齢者まで幅広い世代が参加でき、そして、地域を越えた交流のできる、これからの宝達志水町の時代と次世代にふさわしいプロジェクトを考えていく必要があるとも思います。町の財政が厳しい中、バブル期のような大々的にお金をかけるようなイベントなどは必要ありませんが、住民、行政などが力を合わせれば、きっとよい企画が実現できると思います。

住んでいる自分たちが魅力を感じない町、町民の融和が図れない町に、次世代の未来が存在するとも思えませんし、若者が定住するとも思えません。これまでの当町の歴史、文化を守り育て、これに今の時代の新しい力を吹き込みながら次世代へ引き継いでいくことが、今の時代を生きる私たちの責任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。町民の融和と一体感の醸成を図っていくことが重要だと思いましたが、当町としてどのようにお考えなのか、その方策についてお伺いをいたします。

また、この件に関連して、オムライスの郷プロジェクトについてお伺いをいたします。

全国的にB級グルメによるまちおこしの成功例も多く、大きな期待が寄せられておりますが、最近、「宝達志水町でオムライスの郷プロジェクト始動！」と地元の新聞、テレビなどで報道されておりました。

本年2月に町内8店舗でオムライス有料試食会が開催されたとのことではありますが、B級グルメについては、地域の活性化、食文化の開発、観光産業への貢献、地産地消の拡大など、その広がりには私たちが思っている以上に大きなものがあります。

昨年9月に神奈川県厚木市で行われたB1グランプリには43万5,000人もの方が来場され、全国的なイベントとなりつつあります。しかし、その取り組みは一朝一夕には進みません。地域の皆さんとの協力や関連する皆さんとのネットワークなど克服すべき課題はたくさんあります。

町民がご当地B級グルメの認識度を共有するとともに、石川県が観光立国を目指し、能登半島観光圏が形成されている中、今後、どのように県内外へ情報を発信していくのか、また、今後の具体的な活動についてお伺いをいたします。

食通の方は、交通費をかけてでも、記事やテレビを見て食べたいと思ったお店へ食べに行くそうであります。食というチャンネルを通じ、一過性のまちおこしで終わるのではなく息長く根づいていくよう、町長にトップセールスをしていただきたいと思います。あわせて御所見をお伺いいたします。

次に、道の駅誘致についてお伺いをいたします。

そもそも道の駅とは、国土交通省の定義によれば、道路利用者に快適な休息と多様で質の高いサービスを提供する施設とされております。そして、国土交通省の要綱によって詳細な設置基準が定められ、無料駐車場やトイレの設置、さらには道路や地域の情報提供などが義務づけられ、設置主体についても市町村もしくは外郭団体などの公的な団体と限られております。これらの要綱の基準を満たして初めて道の駅という名称を使うことが許され、シンボルマークなどの掲示もできるようになります。現在では、これらの基準を満たした道の駅が全国で952カ所、石川県内においても22カ所あります。

一方、道の駅以外にも全国には類似した施設が数多く存在をし、例えば、大分県では、地域活性化を図ることを目的とした里めぐりの拠点施設として里の駅が県内34カ所に設置をされ、地場製品の販売やレストラン、トイレ、温泉、宿泊施設などが併設されております。また、福島県三春町では、三春の里田園生活館という施設が整備され、里の駅同様の施設が併設をされております。

このように全国各地に道の駅をはじめ地域活性化の拠点施設が整備をされておりますが、当町でも道の駅のような施設を整備し地域振興を図ることができないかと思っております。

そのためには、1つとして、国土交通省の定める道の駅を当町にも設置することが考えられますが、道の駅を整備するためには国土交通省の要綱に定められた基準を満たさなければならず、また、町の財政状況を考えた中、確実に採算性が見込めなければ新たな箱物施設をつくることは難しいとも思いますが、既存施設に併設することや民間商業施設の一角を借りて運営することなどいろいろなことも考えられます。より財政的な負担を少なくし、道の駅的な施設を整備するという方法もあると思っております。

以前に、宝達志水町でも直売施設を整備しようという動きがありました。そこで、せっかく地元の農産物を直売する施設が整備されるのであれば、これに観光的な機能を付加し、道の駅的な施設にすることはできないのかと思っております。

そこで、お伺いいたします。

現在想定をされている宝達志水町版とも言うべき直売施設は、どのようなものを想定さ

れておられるのか。設置主体、運営主体、施設の規模・内容、場所、運営方法などを具体的に想定されているならば、構想をお聞かせください。また、その取り組みの状況はどのようなになっているのか、今後の見通しも含めてお聞きいたします。

先ほども触れたように、直売施設に道の駅のような機能を付加し、当町の観光名所の案内など観光的な要素も加えてはどうかと思いますが、お考えをお聞きし、以上2点についてお伺いいたしましたが、具体的かつ明確な答弁を期待し、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の御質問にお答えいたします。

宝達志水町が誕生して、はや6年が経過いたしました。合併当時の本町の人口は、住民基本台帳によりますと1万6,054人ということで、平成23年2月末現在では1万4,879人と1,175人が減少しております。しかし、世帯戸数としましては53戸増加しているというのが現状であります。これらのことは少子高齢化や世帯の核家族化が大きく影響しているのではないかというふうには見ておるわけでございます。

御指摘のとおり、行政は合併したものの、いまだに旧町単位で物事を考えていることについては、まだ一部に残っているというふうには聞いてはおります。

このような状況を払拭していくためには、やはり旧町の垣根を取り払った、町全体が一つになれるイベント等が1つの手法かというふうには考えております。

町ではこれまで、健康づくりの啓発を目的といたしまして開催されます健康まつり、それから、ニュースポーツコーナー等を設けまして、子供から高齢者まで家族そろっての参加ができるイベント等を実施して、多くの町民の方々に参加していただいておりますというのが実情でございます。

そういうことで、今後も、町の行事を開催するときには、今まで以上に旧町の垣根を取り払った、町民の融和が進むような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。こうした点で、オムライス郷の取り組みは、目標を1つにした住民の融和を図るという点で有効な施策の1つではないかと思っております。町内の家庭食の一品になるよう、オムライスを広めてまいりたいというふうに考えております。

次に、道の駅、直売所施設の建設はその後どうなっておるか。設置主体、施設の規模・内容、場所、運営等について、その構想について聞かせということでございます。

本町では、平成19年度から採択された道整備交付金事業の計画の中には、国道159号沿

いに道の駅と併設した農産物直売所の整備といった項目を記載しておりますが、国道159号沿いの道の駅の設置につきましては、国土交通省から、宿のパーキング、それから免田の南の免田パーキングですね、トイレが設置されておらずで困難であるといった回答が出ていることから取りやめになっております。現在は、具体的に道の駅といったような施設の整備については動きはございません。また、道整備交付金事業も平成22年度をもって一応廃止ということを知っております。

今後は、能登有料道路の無料化や、それから、河北縦断道路の延伸などによる交通量、移動等の変化などを見ながら、自主的に始めようとする有志の方々があれば、特産品の直売所の支援等を図ってまいらなければならないのではないかというふうに思っております。

そのほか、細部につきましては所管の室長から説明させますので、よろしく御了解をお願いいたします。

○議長（北本俊一君） ふるさと振興室長 中村 努君。

〔ふるさと振興室長 中村 努君 登壇〕

○ふるさと振興室長（中村 努君） 守田議員の御質問にお答えします。

オムライスの郷プロジェクトは、オムライスを初めてつくった宝達志水町出身の北橋茂男氏にあやかり、オムライスを宝達志水町の名物として情報発信し、オムライスを軸として1次産業と観光産業の両方を活性化していきたいと考えるものであります。

平成22年度においては、初年度ということもあり手探りの状態で事業を進めてまいりましたが、2月1日から2月28日までの期間を試食期間と定めて、7店舗でそれぞれのオムライスを発売してまいりました。また、途中からは新しく1店舗が参入し、合計で8店舗となっております。

これからは広く県内外に宝達志水町がオムライスの郷であることを情報発信するため、町のホームページやテレビ・新聞・ラジオを通じたマスメディア、さらに、ツイッターなどの新しいITサービスを活用したPRを考えております。

また、具体的な活動としては、ワンデイシェフの店、これは地元主婦によるコミュニティレストランの開店であります。

次に、町民参加によるオムライスの郷づくりであります。これは町内の各家庭でそれぞれの味のオムライスがつくられるよう、講習会の実施を計画するものであります。

次に、地元飲食店のオリジナルオムライスの制作、これは試食会に参加した8店舗にプロジェクトへの参加店舗をさらに増やし、オリジナルオムライスを制作していただくもの

であります。

最後になりますが、各種イベントへの参加、これはイベントが開催される会場へ行き、来場者にオムライスを食べていただくという計画であります。

以上、4つの活動を考えております。

○議長（北本俊一君） 9番 守田幸則君。

〔9番 守田幸則君 登壇〕

○9番（守田幸則君） 町民の融和という点では、このイベントにおいては、毎年開催できるようなイベントを核とし、それにいろいろなプロジェクトを組み入れることにより、長続きもでき、また、多くの町民の参加も期待できるのではと考えますし、そうした中で、先ほど町長の答弁にもありましたが、自然と融和が図られていくような気もいたします。

どうかそういった形のイベント、プロジェクトを今後も積極的に考えていっていただきたいなと思いますし、道の駅については、他の自治体では、今、大河ドラマの誘致や、町の特産品をどうやって売り込めばというような新たな観光資源の発掘や観光収入など地域活性化に向け努力をされております。

当町も、春から開館が始まる岡部家をはじめ、いろいろな観光名所、また特産品等、他の自治体に負けないくらい多くのものがあります。そして、毎年、千里浜なぎさドライブウェイには10数万人以上の観光客が訪れます。22年度には19万人以上が訪れております。この方々の何割かでも当町の観光名所、飲食店をはじめ、町の特産品などを買ってもらう、そういった工夫が今後必要になってくるのではと思いますし、これらを活かすためには、やはりその中心的な役割を果たす場として道の駅的なような施設が必要とも思いましたので質問をいたしましたし、また、これについては他の自治体に負けないよう、また、時には他の自治体とも連携を図りながら今後取り組んでいってほしいなと思っております。

また、どちらの質問も宝達志水町がいい意味で話題性にあふれ、元気が出てくれば、おのずと関心や魅力が感じられ、少しでも若者が定住するきっかけや新たな観光収入などにつながればと思い、質問をさせていただきました。

また、オムライスの郷プロジェクトをはじめ、当町の観光名所、町長、トップセールスとして今後いろんな町外へセールスをしていっていただきたいなというような、先ほどの質問の中で質問をいたしております。そのことについて、どういったお考えなのかお聞かせください。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の再質問にお答えいたします。

特産品の販売所につきましては、必要は感じておりますけれども、今の町の財政状況からしたら、なかなか町が主体として取り組むのは大変厳しいという状況に現在なっておるというふうに私自身は思っております。

ただ、やはり必要だということを感じますのは、今年の夏に宝達山で漁火コンサートが開催されました。そのときに、やはり特産品がですね、そのときだけでも8万円も売れたということになると、やはり需要があるんじゃないかというような、需要と供給があるんじゃないかというふうにも感じておりますので、そういうやっていただける有志の方がおれば、町としてもそれはやはり諸手を挙げて協力しなければならんというふうには思っておりますので、そういうことは今後も引き続き考えてまいりたいというふうに思っております。

済みません、トップセールスの件が漏れておりました。

私もこの前、試食会のときに実演させていただきまして、少々やればそこそこいけるんじゃないかということに感じましたので、そういう機会があればできるだけ、県人会とかそういう機会があれば、実演するコーナーでもあれば、積極的に出て行ってPRしたいと思っております。

○議長（北本俊一君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達典久です。

私がこの町へ帰ってきてから約2年がたちます。

その間、社会全般のことについて余り良い話を耳にすることがありません。実際には耳にしているのかもしれませんが、社会に漂う暗さが私に心理的な影響を及ぼして、良いことは心に残らず、悪いことは一層重苦しいこととして心に残る。私の中でこういった現象が起きているのかもしれませんが。

私のように、現在、多くの人が社会の閉塞感、先行きの暗さを感じているのではないのでしょうか。この感覚は、地域の経済的な窮乏、少子高齢化による社会的活力の低下、そして、一番大きな要因は経済的な不満、不安でしょう。

ある程度の経済的な豊かさが人間に必要なことは論をまちません。戦後復興期、高度成長期において、我が国は経済的な豊かさを第1の目標としてきました。その目標が達

成されてからは、物質的・経済的以外の価値の追求、すなわち生活の安定感、精神的・文化的豊かさ、環境の保護等が重視されるようになりました。

しかしながら、バブルの崩壊以降、景気の回復、そして経済成長が経済政策の主たる目標となって以降、非経済的な価値を尊重する姿勢は後退してしまいました。それ以降の経済政策の理念には、市場メカニズムの重視、そして自由競争、自己責任原則が積極的に掲げられました。

しかしながら、これらの政策は経済成長を全く実現できなかったばかりか、地域の衰退、個人の孤独と無気力感・無力感、社会全体の活力の低下、さらには格差の拡大や貧困といった、かつてはほとんど心配もされなかったような新たな問題も起こっています。

景気回復や経済成長を目指す政策は確かに必要です。しかしながら、国内、そして新興国市場の飽和、海外情勢の不安定化といった現状を見れば、さらなる高度成長がかなわない可能性は大いにあります。

そうした低成長時代をも想定した上で、国民福祉の増進を目指していかなければなりません。過去の政策では経済成長の後に目標とされてきた安心と希望が持てる生活、いわゆるプラスアルファの部分、経済成長と同様、またはそれ以上に重要視し、国民の福祉が社会的なすべての活動の基盤であることを再確認した上で施策がなされる必要があります。

私が申し上げたことの多くの部分は国家的な問題ですが、自治体の段階でも行政の視点の転換は必要であり、さらに一歩進めて、自治体行政は住民と連携して地域独自の活性化を模索すべきです。

政府の法制度や施策に頼ってはいない地域が再生が不可能であることは、今や誰の目にも明らかであります。特に、失われつつある地縁的交流を活性化し、地縁的団体の活動を奨励することに自治体は大きな役割を果たせると思います。地縁的交流や活動は、その地域での必要性によって生まれたものであるからです。なぜ地域が衰退し荒廃していくのか、そして、再生のために必要なものは何か、自分たちで考え、行動する時なのです。

ところで、活力を失いつつあるこの町で盛んに勢力を増しているものがあります。それはセイタカアワダチソウです。この草は、大量の花粉を放出し、地下に張りめぐらせた地下茎によって驚異的な増殖をします。在来の植物を駆逐し、生態系に悪影響を及ぼす害草ですが、その強力な増殖力は目を見張るべきものがあります。

地域の人々の心が根っこの部分で強い絆で結ばれ、そして活力が得られるような施策が大切だと私は強く感じています。

地域の絆が強さを取り戻し、今後の我が町独自の活性化策が生み出されるための第一歩として、1つ目に、国旗掲揚の啓発について、2つ目に、町民憲章の普及・推進について質問します。そして、3つ目に、視点は変わりますが、能登有料道路無料化の対応について質問します。

地域再生は、我が町に限らず国全体の大きなテーマです。地域再生の推進には他地域との連携も重要であり、それぞれの地域が足並みをそろえて取り組むことが重要だと思っています。

また、ここまで地域再生について述べてまいりましたが、この国が抱える問題はほかにも多くあり、これらの困難を国民全体で乗り越えていくという意識を生み出すために、多くの国民が国を愛し、協調することが大切です。そのためには、例えば、国民の祝日には、その意義を尊び、国旗を掲げてお祝いをするという行為がごくごく自然に行われるようにありたいものであります。

しかしながら、今日は祝日に国旗を掲げる家庭は非常に少なくなっています。それ以前に、そもそも祝日には一体どんな意義があって国民全体が祝うべき日であるのか知っている人は余りいないのではないのでしょうか。

私は、このような現状が大変残念で、祝日に多くの家庭で日の丸が掲揚されることを願い、国旗掲揚の啓発について、次の3つの質問をします。

1つ目、大東亜戦争後、GHQによって禁止されていた国旗の掲揚が、祝日に限った許可、そして自由掲揚の再開となり、多くの家庭で祝日に国旗が掲揚されるようになりました。ところが、現在では祝日に国旗を掲揚する家庭は非常にまれです。津田町長は人生の中でこのような時期をすべて経験なさっていますが、個人的な人生経験に基づいて、一般家庭における国旗掲揚状況の変遷についてどう感じているかお尋ねします。

2つ目、先ほど、祝日の意義を知っている人が少ないのではないかと述べましたが、町立の学校では国旗や祝日の意義について教育しているか。教育長にお尋ねします。

3つ目、国を愛する心、そして、町民の連帯感や郷土愛を涵養することを目的として、祝日の意義と国旗の掲揚について、広報や町のホームページで継続的な啓発を行ってはどうか。町長にお尋ねします。

次に、町民憲章の普及・推進について質問します。

これからのまちづくりは、地域特有の美しさ、豊かさを認識し、その認識を基盤として生きがいを追求することが大切だと思っています。

我が町を誇りに思い、将来の理想像を描き、その実現のために努力すること、これは我が町の町民憲章の精神と重なる部分があると思います。その精神を多くの町民が共有し、地域再生に取り組むために、町民憲章を普及し推進することが大切だと思います。

こういう考えから、町民憲章の普及・推進について、次の2つの質問をします。

1つ目、私がこの町に帰ってきてからの約2年間で、町民憲章を私自身が唱和したのは、今年の成人式と立志式の2回だけですが、過去にはどのような行事で唱和が行われてきたのでしょうか。また、特定の行事において唱和されるのはどのような理由によるのか。教育長にお尋ねします。

2つ目、町民憲章の普及を図るために、役場や議会、そして学校、また、町の主催する行事での唱和、そして、各種媒体を用いて継続的な啓発を行ってはどうでしょうか。町長にお尋ねします。

最後に、能登有料道路無料化の対応について質問します。

2年後の2013年4月1日から無料化により町の状況に変化があると思います。利便性の高い道路の利用が活発になれば、ストロー効果によって我が町に負の現象が起こる心配があります。一方で、町内の交通量が増せば、地場産業の振興や企業誘致には有利に働く可能性があります。例えば、山崎紋平柿のオーナー募集には金沢の方からも応募があったようですが、遠方の人と当町産業が結びつくという期待は大いにあります。

今後、例えば道の駅や直売所等の新たな事業を考える人からの求めがあれば、交通量の予測・調査、各種情報の提供など、行政の協力が期待されると思います。2年後のことでありますが、安全性確保、利便性向上といった検討は十分になされるよう思います。

そして、そこで次の2つを質問します。

1つ目、今浜インターチェンジや米出インターチェンジで出入りする台数が増加した場合を想定して、周辺的安全策は検討されているか。地域整備課長にお尋ねします。

2つ目、道路利用の利便性向上策の1つとして、この道路を利用して我が町を訪れる人に効果的に町内各地域や集落、また施設へ誘導する方法を検討してはどうでしょうか。町長にお尋ねします。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、国旗掲揚についてであります。我が国の国旗は、世界各国においても、また国民の間においても、長年にわたり日章旗を日本の国旗であるとする習慣が定着しており、それを背景といたしまして平成11年8月の国旗・国歌法の成立に至ったものと認識いたしております。

また、この法律の成立後に政府が談話を発表しております。この中身は、我が国の国旗・国歌である日章旗と君が代は、長い歴史に裏づけられ、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしており、我が国のみならず、他国の国旗と国歌についても尊重する教育を大切に行うことを通じて、21世紀を担う子供たちが国際社会で必要なマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長していくことを期待する旨の談話を発表しております。

私も、国旗・国歌を敬うということについては大変重要なことだと思っております。

また、国旗というものは本来大切なものでありますから、国民として当然のことで、これを尊重し敬愛していくことにつきましては、後ほど教育長からも答弁があると思っておりますけれども、やはり子供のうちから勉強していくことが大変重要ではなからうかなというふうに思っております。

次に、町民憲章の普及・推進についてであります。

町民憲章は、平成19年12月25日に、理想のまちづくりを目指した行動の原点、規範として、広く町民の皆さんに親しんでいただくということで制定されております。

制定に当たりましては、宝達志水町のまちづくりのあり方をまとめた宝達志水町総合計画の内容を踏まえまして、町民の代表10人で組織する町民憲章検討委員会で検討を行ったもので、前文では宝達志水町として新たなまちづくりを進める決意を述べておりますとともに、5カ条からなる本文では宝達志水町が目指す理想のまちづくりの目標を示しております。

町民憲章の普及につきましては、町民の心のよりどころとしてとらえていただけるよう、制定後、広報紙、あるいはホームページにその内容を掲載しまして、町民の皆様にお知らせしてまいりました。

議員の御指摘のとおり、この町民憲章は、本町の特性を織り込んだ精神面を表現したすぐれたものであるというふうに思っております。今後も積極的に普及・推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

憲章の精神を踏まえまして、町民が愛着と誇りを持てるような宝達志水町となるよう努

めてまいりたいというふうには考えております。御理解のほどをお願いいたします。

次に、能登有料道路につきましては、平成25年4月から無料化となると聞いております。本町といたしましては、平成19年度に策定した第1次総合計画の「観光の振興」という項目の中に、これは主要施策として位置づけられておりまして、できる限り滞留型観光を振興してまいりたいということといたしております。

観光振興の具体的な事業として、サインの整備を実施しまして地域の活性化を図りたいと考えておるものでございます。そのために、平成21年度の繰越事業として、平成22年度内に場所の検討、デザインの検討を重ねた結果、志雄パーキングの上下線にそれぞれ1基のモニュメント、宿こぶしグリーンパークに観光案内板を設置するをいたしております。

なお、町内各地域、それから施設への誘導等の方法につきましては、車載用のナビゲーションシステムの普及、それから、携帯電話、インターネットの普及によりまして、IT関連への情報提供を重点的に実施してまいりたいというふうには考えております。

私からは以上でございます。あとは教育長、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 寶達議員の御質問にお答えします。

国旗・国歌の法的根拠などについては、町長の答弁にあったとおりでございます。

まず、町立の学校で国旗や祝日の意義について教育しているかという御質問でございますが、本町の学校では、入学式、卒業式、運動会、体育祭において国旗を掲揚し、国旗に敬意をあらわしております。国歌を斉唱するのは卒業式、入学式でございます。国旗・国歌は国の象徴として敬意を払う教育を行っているところでございます。また、6年生の授業の中でも世界の国旗について勉強する時間もあり、合わせて教育をしております。

それから、祝日の意義についてでございますが、これは祝日前日に全校集会が設けられた折にはその集会で、また、そういうことが設けられない場合は学級の帰りの会、終礼と申しますが、を活用し児童・生徒に説明を行っております。

それから、町民憲章のことでございますが、町民憲章、過去に学校等に実施されたかということですが、運動会等であったというふうに聞いております。現在は、立志式、成人式において町民憲章の唱和をしているところであります。

その理由についてでございますが、本町が目指す理想のまちづくりについて、教育委員会では、中学校には立志式で、成人者には成人式で、節目のときに唱和することにより宝

達志水町の目標について考える機会を設けておるところでございます。

以上で終わります。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

○地域整備課長（高下良博君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

能登有料道路今浜インター、米出インターに進入する町道につきましては、宿今浜1号線と能登カントリー線となります。この2路線につきましては、平成21年度から視線誘導標の設置、それから道路照明等を設置いたしまして危険箇所の解消に取り組んでおります。

また、県道宝達今浜線につきましては、今浜地区の中央を通り抜けまして千里浜ドライブウェイに進入する道路となります。この道路には海水浴客等の車によって一時的に交通渋滞になることが考えられますけれども、こうした場合には交通量の変化に対応できるよう、関係機関や庁舎内の関連部署と連携しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 1番 實達典久君。

〔1番 實達典久君 登壇〕

○1番（實達典久君） 町民憲章の件で、先ほど教育長が、人生の節目の行事ですね、立志式、成人式で唱和されている。あと運動会という、イベントですね、こういうことでは唱和がされているとおっしゃいましたが、ふだん誰も言わないわけです。誰も知らんものなんですよ、実際。それが私は残念というか、飾りをつくったんじゃないがんけと思うわけですので、そういう行事だけでしか言わない、きれいな式の雰囲気を出すように、そういうものではないはずなんです。町の理想をうたって、よい町をつかっていこうと、そういう精神を涵養するために、もっとふだんから唱和が行われるように取り組んでいただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 實達議員の再質問にお答えします。

町民憲章をふだんからというふうに言われても、これはなかなか学校教育の現場の中ではそういう時間をとるといことが、現在の教育課程上では非常に難しい問題が出てきております。

その1点で、過去にも、先ほど言いましたように運動会にそういうことがあったという

ことが言われておるわけですが、現在はそういう機会を設ける時間帯をどうやってつくっていくかと、そこが今一番難しいところではないかと。

現在、学校の現場では職員の多忙化等も言われておりますので、機会ができるかどうかについては今後また学校当局及び教育委員会等で検討しなければいけないと存じますが、今までのところは、やはり私としては、職員の多忙化を含めて、ちょっと導入はなかなか難しいというふうにお答えするところでございます。

○議長（北本俊一君） 一般質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

なお、再開は午後1時15分から会議を開きます。

午後12時11分休憩

午後1時15分再開

○議長（北本俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六です。

議員になって初めての質問でもあり、午後のトップバッターということで多少緊張しておりますが、お聞き苦しい点あるかもしれませんが御了承ください。

今定例会において2件質問したいと思います。

まず、初めに、当町の災害時の避難場所・避難施設についてお聞きしたいと思います。

皆さんも御存じのとおり、連日の報道等で知っているとは思いますが、ニュージーランドで大規模な地震が発生し、日本人を含め大変多くの方が被災されています。この大きな地震の報道を見ますと、まだ皆さんも記憶に新しいかと思いますが、能登沖地震を思い出します。今年の3月25日で、はや4年の月日が経とうとしています。

最近の災害は、地震だけではなく、ゲリラ豪雨や近年ありました大雪、予想もつかない状態です。いつ起こるかわからない災害時、もちろん個人個人の日ごろからの防災意識は大切ですが、町民が速やかに安全に避難場所・施設に避難することが必要だと思います。

現在、当町のホームページを見ますと、避難場所として18カ所、避難施設として18施設となっております。この場所・施設は、地域防災計画に基づき比較的安全な場所を選定していると聞いております。

先だって、町民の方から、蓮華山が避難場所になっているが、町の洪水ハザードマップには地すべり地区になっていて、災害時ここに避難させるのか、地すべり地区になってい

るぞということをおっしゃっています。また、地すべり地区になっていることを、要は避難場所になっているということでもありますから、二次災害が起こりかねない。そういうこともおっしゃいました。また、この蓮華山に関しては、避難場所にもかかわらず、余り階段等の整備もされていない。こんなんでいいのかということもちょっと聞かれました。

また、避難施設は、今、当町の定めている避難施設に関しては、多くが小・中学校の体育館、また保育所がなっていると思いますが、耐震補強がなされていない施設もあるかと思われまます。これもまた二次災害が起きかねないと考えます。

また、当町は高齢者の方も多く、山間部や小さな集落の方々が安全に避難できるかということも心配されます。

避難場所には大きな看板が掲げてあります。ただ、町のどこを見ても避難場所への誘導経路の案内、導線等なども私の今見る限りでは見当たりません。

このことをまとめまして、今ある避難場所・施設がどのような災害に応じたものになっているのかということと、この避難場所・施設の想定収容人数はどのように考えているのか。また、災害時における山間部、小さな集落、高齢者の方への対応はどのようにしているか。災害時の安全な誘導、避難経路は明確になっているのか。そして、このことを踏まえて新たな避難場所や施設の設定を今現在考えているか。今あるところの見直しというものも考えているのかということをお聞きしたいと思います。

変わりました、少子高齢化が進んでおります。大変深刻な問題だと思っております。

当町でも、少子化対策、定住化の促進の事業をしておりますが、ここで、私1つ提案ですが、他の市町村のホームページを見ますと、この少子化対策、定住化促進の一環として、かなり多くの自治体が結婚応援・婚活のイベントを開催しているのを目にします。例えば、農業・農家とのイベント、町の名所、特産品などを絡めてのイベントなどが紹介されています。ぜひ当町でも一度検討してみてもはどうでしょうか。またこれについてもお聞かせください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

災害時の避難場所につきましては、町地域防災計画に基づき場所の選定を行っておりますが、行財政改革に伴いまして統合または閉鎖した施設もあることから、適切な場所を指

定する必要があるというふうを考えております。計画の見直しについては早急にしなければならぬというふうには考えております。

次に、少子化対策、定住化促進の一環として、結婚応援・婚活イベントの開催を町として試みてはどうかとの質問でございますけれども、過去におきまして、当町では平成18年に、羽咋市、羽咋青年会議所といしかわ子育て支援財団の主催で開催された「しあわせ発見事業」に共催で事業の協力を行っております。残念ながら当町では参加者がございませんでした。

また、平成19年には、少子化・定住対策の一環として、町商工会の異業種グループの「ジュッカイ」といしかわ子育て支援財団が主催し、町は共催で事業のお手伝いをした実績がございます。

また、近隣市町の状況でありますけれども、羽咋市及び志賀町は、両市町とも青年団協議会が主となり、今までに羽咋市は2回、志賀町は7回の開催実績がございます。成果としては、羽咋市で1組、志賀町は2組が結婚したとのことでありますが、それぞれの市町に定住をしていないとのことでございます。現在ですね。

そこで、いしかわ子育て支援財団との共催でイベントの開催という方法もありますが、これまでの結果を踏まえまして、どのようなことを実施すればより効果が上がるか、検討も含めまして今後考えてまいりたいというふうを考えております。

なお、詳細につきましては所管の課長から御答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 西山俊英君。

〔環境安全課長 西山俊英君 登壇〕

○環境安全課長（西山俊英君） 久保議員の御質問にお答えします。

初めに、選定した場所・施設が各災害に応じたものになっているかということですが、被災時には一度に多数の避難民を受け入れることができる施設という観点から、学校の体育館をはじめとする町有施設を指定しております。一部に耐震構造を満たさない施設がありますが、これらにつきましては土砂災害時等限定して使用してまいりたいと考えております。

次に、施設の想定収容の人数でございますが、1人当たりの専有面積を2平方メートルと換算しております。

次に、災害時の山間部、小さな集落、高齢者の方への対応であります、各地区にあり

ます会館、集会所を応急的な避難施設として指定することを想定しております。ここには町が整備したテレビ電話が配備され、役場や公共施設とつながっております。この電話による通信は、一般電話のような一時的な輻輳により不通や利用制限がないため、情報交換を確実に行的対応しようと考えております。

次に、災害時の安全な誘導、避難経路であります、災害はどこで発生し、また、どの経路が安全かという予測が困難なため、一義的な避難経路は定められてはおりません。安全な誘導には、町職員、地区の防災士や消防団員の協力を求めてまいります。

次に、新たな避難場所・施設の設定や現在指定している箇所の見直しであります、町有施設の新設、統廃合に伴い、見直しが必要となっているのが現実でございます。平成24年度を目途に、公共施設のみならず民間施設をも対象として、避難施設・避難地の可否を調査し、町地域防災計画とともに見直しを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 高島信夫君。

〔健康福祉課長 高島信夫君 登壇〕

○健康福祉課長（高島信夫君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

災害時における山間部、小さな集落、高齢者の方への対応ということにつきましては、町の災害時要援護者避難支援プランに基づきまして、障害者や高齢者等が災害時における支援を地域の中で受けられるように、昨年11月までに民生・児童委員の協力によりまして、関係機関や避難支援者への情報提供をすることに同意を得まして、災害時要援護者台帳を作成したところでございます。

また、災害時要援護者を的確に把握し、緊急時に必要な情報を迅速に関係機関や避難支援者まで提供するため、本年度末までに災害時要援護者台帳システムを導入し、避難対策のさらなる向上を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 避難場所について、町民の方から蓮華山が地すべり地区になっていてという部分を言ったと思うんですけども、その箇所は見直しをするということなのではないでしょうか。それとも、そのまま、例えば整備をして、ちゃんとした避難箇所としてそのまま継続させるというようなことなのかということをお聞きします。

○議長（北本俊一君） 環境安全課長 西山俊英君。

〔環境安全課長 西山俊英君 登壇〕

○環境安全課長（西山俊英君） 久保議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難施設、避難場所につきましては、蓮華山のみならず全地区を対象に、先ほど申しましたように、安全であるかどうかということを再検討しながら見直しをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（北本俊一君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 4番の柴田でございます。

私は、今定例会におきまして、行財政改革と平成23年度予算についてお尋ねをいたします。

なお、答弁の中に先ほど守田議員が御質問された点と重なる部分もございますので、その点につきましては答弁は省略いただいても結構でございますので、よろしく願いいたします。

まず、行財政改革の取り組みについてでございます。

昨年12月、第2次宝達志水町行財政改革大綱及び実施計画について、町行財政改革審議会から答申がなされました。この大綱は、平成23年度から5カ年の実施計画のもとで取り組み、この5カ年間は、収支バランスをとることは言うまでもなく、さらにもう一步踏み込み、スピード感を持って強力に行財政改革を推進し、足腰の強い経営体質を確立していかなければならないということでございますが、町執行部、議員、そして職員の一人ひとりが積極的に取り組み、着実な実施を期待しているところでございます。

また、大綱の実施に当たっては、何よりも町民の方々の理解と協力が不可欠であり、進捗状況につきましても積極的な情報公開が求められていると思っております。

そこで、1点目は、第2次行財政改革大綱及び実施計画についてお尋ねをいたします。

第1は、町行財政改革審議会から答申の際に提起がございました附帯意見について、どのように考えられているのか。

第2は、町民への説明と進捗状況等の情報公開について、どのようにしたいと考えているのかをお聞きいたします。

2点目として、行政組織の見直しについてお尋ねいたします。

庁舎内の組織につきましては、町長が就任されました平成21年6月に編成され、2年になろうとしております。

町民の方々の行政に対するニーズが多様化し複雑化する中で、これまで以上に質の高い行政サービスを提供し、町民にとってわかりやすく、柔軟な対応ができる組織体制が求められていると考えております。十分に機能が発揮できない組織や所掌業務の見直し、縦割り組織の弊害、さらには職員数の削減に伴う少数精鋭体制など、課題も見えてきたのではないのでしょうか。組織機構の見直しについて、どのようにお考えなのかお聞きするものでございます。

次に、平成23年度予算についてであります。

本町の財政状況は危機的な状況にあることには変わりなく、今後とも財政健全化に向けた取り組みが急務と考えておりますが、このような中にあっても、町の活力を回復し、町の将来展望をも見据えた地域活性化に向けた取り組みが重要と考えております。今回提案されました平成23年度予算について、ふるさと振興事業と町の基幹産業であります農業政策についてお聞きいたします。

1点目は、ふるさと振興を優先課題の1つとして位置づけ、ふるさとに埋もれている貴重な地域資源を活用したふるさと振興事業を積極的に推進したいとされております。平成23年度予算に提案されましたふるさと振興事業の目玉事業について、この取り組みが一過性に終わることなく、腰を据えた地域資源の発掘と活用に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、第1は、今年度実施されましたオムライスの郷プロジェクト、宝達山の日事業について、成果と課題及び今後の取り組みについてお聞きいたします。

第2は、平成23年度に予定されております宝達山整備計画策定事業について、事業の考え方、目的、計画及び概要についてお聞きをします。

第3は、町民が久しく待ち焦がれている桜祭りについてであります。

桜は、町内に桜の名所が多く、住民に親しみのある花であり、町が桜のように満開に花開く、すなわち発展することを願って町の花になりました。ところが、平成19年度から行財政改革の名のもとで桜祭りの開催が節目開催となり、今日まで開催されておられません。桜祭りについて、どのようなお考えをお持ちなのかお聞きするものでございます。

2点目は、昨年開始されました水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、今年4月から畑作物にも対象を拡大して農業者戸別所得補償制度が本格実施されるというこ

とになっております。

これを踏まえ、従来の水田農業推進協議会を地域農業再生協議会に改め、事務局や運営主体を行政または農業団体が担当できるようになり、平成23年度からこの業務を本町で行うことになったと説明がございました。

農業を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えている中で、今回の事業が農村の再生につながるよう期待したいと思っております。

そこで、第1は、地域農業再生協議会の主な取り組み業務をお聞きします。

第2は、地域農業再生協議会の業務を本町で行うことについて、1つ目は、本町で実施することになった理由と背景。2つ目として、町、農業者、農地所有者等にとってどのようなメリットがあるのか。3つ目として、農業者、農地所有者など関係する町民の方々への周知をどのように考えられているのかをお聞きいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、行財政改革についての第1点目の御質問でございます。

行財政改革大綱及び実施計画についての御質問でございますが、地方分権改革推進法が施行されまして、分権時代の到来が推進される中、我々、地方公共団体も、自己決定・自己責任による行政運営を強く自覚しなければならないところでございます。

そのことを踏まえまして、私は2年前、「今 改革のとき 町民とともに」をスローガンに掲げ、平成18年に策定されました第1次町行財政改革大綱に基づき、財政の健全化を最優先に、ふるさと振興も念頭に置いて、将来のまちづくりに必要な諸事業を進めてきたところであります。

御承知のとおり、平成23年度からは5年間の計画で第2次行財政改革大綱を実施しようとしておりまして、昨年12月には町行財政改革審議会から5項目の附帯意見を添えた答申をいただいたところであります。

その提起された附帯意見についての町の考え方でありますが、いずれの意見もこれから行財政改革を実施していく上で大変重要で、かつ貴重な御意見であると真摯に受けとめております。

1番目の統合中学校の建設につきましては、住民の皆様方には大変関心の高いプロジェ

クトであるという認識のもとで、町としましては、議会の中学校建設特別委員会の意見も拝聴し、最善の方法により統合中学校の整備を進めていく覚悟であります。その過程において、さまざまな情報収集を行いまして、住民へ情報提供し、住民との対話により、住民合意が得られるように努力してまいりたいというふうに考えております。

2番目の行革大綱の実施計画の前倒しや中間見直しについてであります。今後の財政状況については徐々に回復する見通しを立てておりますが、厳しい状況にあることには変わりはありません。今後も行財政改革審議会からの提言や行政評価による点検を行いまして、スピード感を持って、効果の薄いものなどは積極的に見直していきたいというふうに考えております。

3番目は職員の定員適正化計画についてであります。今後は職員が減少していくこととなりますが、それを補うのは職員の能力開発や意識改革であると考えておりますので、住民サービスが低下しないように、人材育成を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

また、4番目の住民との協働のまちづくりについては、今後も行政情報を公開しまして、それを共有しながら町を立て直すという共通目標に向かって、自助・共助・公助の意識を醸成し、連帯感を持って地域の活性化に取り組みたいと考えております。

最後の議会改革の取り組みについてであります。議会並びに議員各位におかれましては、これまでも議員定数の削減や議会改革検討委員会を設置、総務常任委員会と産業建設常任委員会を統合した委員会運営をされるなど議会改革に取り組んでおられます。町民の議会に対する期待は大きいわけがございます。その負託にこたえるためにも、今後ともさらなる改革に取り組んでいただけるようお願い申し上げます。

次に、大綱の実施に当たっての住民への説明についてでございますが、行財政改革は、当然住民の皆様の御理解と御協力なしでは実現が困難であります。そのための情報公開の手段として、各地区でできるだけきめ細かく町政懇談会を開催しまして、また、各種団体等との懇談の場を通じて、広く情報提供し、積極的に行財政改革を進めてまいりたいというふうに考えております。また、その進捗状況につきましても、広報紙、ホームページ等の媒体を活用しまして公開していきたいというふうにも考えております。

また、2点目の行政組織の見直しについてであります。現在の地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や厳しい財政状況、地方分権の進展などによりまして大きく変化してきております。行政に対するニーズがますます高度化・多様化していく中で、行政運営の

一層の効率化を図り、質の高い、有効性のある行政を推進していくことが求められています。

私が就任いたしました2年前、公約であります行財政改革と地域振興を推進するため、現在の組織体制に編成し、業務を進めてまいりました。この間、押水庁舎の統合に伴う課の場所換えや職員数の減少など状況が変わってきていることから、議員が御指摘のとおり、組織間で連携が充分になされていないなど、一部住民の方々に御迷惑かけたことがあったかと思っております。組織の見直しにつきましては、町民の方々に混乱を与えることも予想されることから頻繁に行うことはできませんが、縦割りの壁を取り除くよう組織改正を進めながら、きめ細かな町民満足度の高い公共サービスを提供するため、社会情勢や時代に即応した組織体制に整備することが重要であると考えております。

なお、これまで課の統廃合は行っておりませんが、所管する事務事業については、国民健康保険関連の事務を健康福祉課から住民課に配置換え、ふるさと振興室の強化など適正な配置、見直しを行い、人員配置の適正化にも取り組んでおります。

また、行政サービスの質的向上や多様な町民ニーズにこたえていくためには職員の能力向上が必要不可欠であると考えておりまして、今回、人材育成基本方針を策定いたしました。今後は、職員の政策形成能力や職務遂行能力などの育成や向上を図っていくとともに、職員の一人ひとりが持つ多様な能力を高め、業務に発揮できるよう、職場研修や派遣研修など研修機会の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、平成23年度予算についての1点目、ふるさと振興事業についてであります。まず、宝達山整備計画策定事業につきましては、宝達山は本町を象徴する山であります。しかし、昭和50年代に山頂駐車場や展望台を整備しましたが、今では雄池・雌池の周りを散策する遊歩道は、一部の区間を除いては場所すらわからない状況であります。また、雄池の栈橋、雌池のつり橋、その周辺に設置されている四阿やトイレについても老朽化が進んでおります。

宝達山に來られた観光客に不快な気持ちを与えない、整備された宝達山を目指すためにも、展望台施設の整備、キャンプ場の整備、駐車場の整備、トイレの整備、遊歩道の整備、休憩施設の整備や修理などが必要と思っております。

平成23年度からは財政の許す範囲内で一日も早い整備を目指すもので、初年度として全体の測量業務を実施するものであります。また、これに合わせまして、現在、申請中であり、企業との森づくり推進事業が採択となれば、遊歩道の整備等を企業にお願いしたいと

考えております。

このほか、主要地方道押水福岡線において、大型バスが交差できない狭隘な場所が2,400メートル残されております。この部分につきましても、関係機関に要望を行いまして、宝達山への観光が安全で安心な観光になることを目指してまいります。

次に、桜祭りについてであります。御指摘のとおり、財政的な問題も含め、現在のところ見送られております。

しかしながら、地域の活性化、住民の融和、ふるさとの振興を進めていく上で、本町の花である桜をテーマとしたイベント等の開催については必要であると思っております。ただ、そのあり方としましては、行政が主導するのではなく、町民の皆さんが中心となって創意工夫を凝らし開催していただくことが望ましいと考えております。

節目開催の考え方につきましては、平成18年度を最後に開催していないことや、合併して6年が経過していることから、合併10周年の年に開催するのが適当かなというふうに思っております。

次に、経済効果等についてはありますけれども、桜祭りの経済効果を算定したことはございませんので不明であります。

また、桜の管理・整備につきましては、現在の方法は最良とは思っておりません。今後、関係各位の御意見を伺いながら、適切なあり方を協議・検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、今年度実施したオムライスの郷プロジェクト、宝達山の日事業につきましては所管の室長から説明させますので、御了承をお願いいたします。

2点目の農業者戸別所得補償制度の本格実施を踏まえた地域農業についてであります。宝達志水町の基幹産業である農業は、農業者の高齢化が進む中、新規就農者の減少、耕作放棄地の増加など、議員御指摘のように多くの課題を抱えております。

また、平成22年度において実施された戸別所得補償モデル事業は、水田農業を対象に、はくい水田農業推進協議会が実施母体となり、その事務をJAはくいが中心となって実施してきたところであります。

平成23年度から始まります戸別所得補償制度は、畑作も対象に本格実施されます。その体制整備については、国が示す「食料・農業・農村基本計画」で定められた平成32年の生産数量目標の達成に向けて、国・都道府県・市町村が連携し、行政が主体性を発揮できる仕組みを設けるため、地域水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地

対策協議会を整理統合し、地域農業再生協議会を設置するよう指導があったところであります。

これを受けまして、地域農業の実情を踏まえつつ、地域農業の推進、担い手の育成、農地利用などを一体的に進め、農業者の所得安定と向上に努めるとともに、多様な経営体の新規参入や新規就農の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては所管の課長から御答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

産業振興課長 藤井能富夫君。

〔産業振興課長 藤井能富夫君 登壇〕

○産業振興課長（藤井能富夫君） 柴田議員の質問にお答えします。

1 点目の地域農業再生協議会の主な取り組み業務についてであります。新年度から畑作作物を含めた戸別所得補償制度を実施することになりますが、特に、水稻の減反に参加する農家への直接補償で経営を安定させるための生産数量の調整や、麦・大豆・飼料用米などに転作した農家への助成を行う事務手続、さらに、認定農業者、集落営農組織への量的な拡大に対する支援や耕作放棄地再利用の相談窓口となるものであります。

これまで2カ所の窓口であったものを1カ所にまとめ、地域農業者の意見や思いをできるだけ取り入れて、地域の実情に応じたきめ細やかな農政を展開するためにも、農業団体や町の実需者など関係者の参加を得た組織の整備を図り、農家の方々からの申請・相談を総合的に受け付けることで、スピード感のある事務に取り組むことができるものと考えております。

次に、2つ目の地域農業再生協議会の業務を町で実施することとなった背景と理由であります。国の指導もありますが、それだけでなく、町の農家からは生産調整の数量目標についての話し合いの場がないなど声があることから、町の農家の声をできるだけ反映するために町主導の組織としたいと考えております。

2つ目の、町、農業者、農地所有者などについて、どのようなメリットがあるかということですが、戸別所得補償など申請や農地利用の相談窓口を1カ所に統合することで、それぞれのメリットがあると考えております。このことによって、町、農業者などにとって顔が見えることで信頼感が醸成され、行政と町民による協働のまちづくりが推進されるものと考えております。

3つ目の、農業者、農地所有者など関係する町民への周知をどのように考えているのかということではありますが、当然農業者それぞれへは個別に通知などを発送いたしますが、農地所有者など関係する住民の方々へは町の広報やケーブルテレビなどを活用してお知らせしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（北本俊一君） ふるさと振興室長 中村 努君。

〔ふるさと振興室長 中村 努君 登壇〕

○ふるさと振興室長（中村 努君） 柴田議員の御質問にお答えします。

オムライスの郷プロジェクトについては、守田議員の御質問にお答えしたとおりであります。事業の成果と課題についてお答えいたします。

計画初年度で手探りの状態で事業を進めてまいりましたが、平成22年度の成果として、具体的な数字としては、2月1日から2月28日までの試食期間において約820食が売れました。この数字から、今まで平常に売れていた販売数100食を差し引き、平均単価を乗じますと約54万円の直接的な経済効果となります。

しかし、お客さんの中にはわざわざ遠方からオムライスの郷のオムライスを食べに来たという人がいることや、各メディアが取り上げたことによる宝達志水町の宣伝効果を考えると、経済効果としてはさらに上乘せができるものと思われれます。

次に、2月19日に開催した能登ふるさと博オムライス食談義では、総勢23名が参加しております。問題点としましては、町内の飲食店の参加店舗数が現在8店舗と少なく、今後いかに増やすかが課題であります。今後の取り組みについては先ほど述べたとおりですが、これからは地元の食材を活用したオムライスをつくるのが今まで以上に地産地消につながるように考えていきたいと思っております。

次に、宝達山の日についてであります。これは能登ふるさと博の一環として、宝達志水町観光協会が主催し、町が協力したイベントであります。

このイベントにつきましては、蔵コンサート、農産物の直売を実施したところ、蔵コンサートにつきましては山の龍宮城がいっぱいになる状況でありました。また、農産物の販売につきましては、地元の農家から出品されたナスやトマト、ブドウなどを販売した結果、その売り上げ状況につきましては、ほぼ完売になり、盛況であったと思っております。

問題点としましては、イベントの開催を知らなかったなどと広報不足により苦情が寄せられ、今後の課題となりました。

以上の課題や反省点を活かして、平成23年度におきましては、宝達山マンスリー2011と名前を改め、平成22年度と同様に蔵コンサート、特産品市場の開催を行い、新しくは宝達山散策ツアー、自然観察会、絵手紙講習会などを開催し、イベントを通じて町内外の人々の交流を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 具体的に御答弁いただきました。ありがとうございました。

1点だけお願いといたしたいと思えます。

桜の里構想等もございまして、これがもとで桜をいろいろ植えてございます。町内には数万本あると言われておりますけれども、この管理につきましては公園の管理等を含めてやっていらっしゃることは思いますが、中には立ち枯れしたものやら虫がついているもの等々が見受けられるという意見もございますので、今後ともこの辺の管理をしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 次に、5番 宮本 満君。

〔5番 宮本 満君 登壇〕

○5番（宮本 満君） まずは、この場において一般質問をさせていただきますことに対しまして、関係各位に深く感謝申し上げます。

時間が大変長くなっておりますので、手短に重点だけをお尋ねいたしますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まずは、雪害についてであります。

今年は思わぬ大雪に見舞われました。そこで、これまでの雪による被害状況をお聞かせください。家屋、道路、農産物、あるいは農業施設等での被害がありましたらお聞かせください。また、除雪にかかった費用とその財源、そしてまた、国・県への補助申請の取り組みについてお尋ねいたします。

続きましては、環境問題についてお尋ねいたします。

昨年8月に全面開通いたしました広域農道森本杉野屋線ですが、交通量の増加に伴いまして車と小動物の接触事故が多発するようになりました。このことはドライバーにとっては大変な危険であり、二次災害を起こす可能性もあることから、事前に告知するための看

板あるいは標識等が必要かと思われま。どのようにお考えになつてゐるかお聞かせください。

また、宝達山の登山口にある企業ですけれども、大量の煙が上がつております。風向きによつては山の半分を覆ふこともあるということでありま。このことによる山間部の小動物や、あるいは山菜などの植物に害はないのかをお尋ねいたします。山間部の開発によつて、小動物が里におりてきて農産物を荒らすといったような被害がないのか、この辺の関連性もお尋ねいたします。

3点目といたしまして、文化財「岡部家」が改修工事を終了して新しくなつたわけですが、入場料が500円ということで設定されております。この額を設定する根拠と集客予定数をお尋ねいたします。

最後になりますけれども、我が町は東に歴史的にも価値のある宝達山、西には世界的にも珍しい砂浜がある日本海と、観光に事を欠かない地域にあるわけですが、いま一つうまく利用していないというように思われま。これらをもっとアピールするべきではないでしょうか。

また、最近の観光地に行きますと言葉の通じない観光客とたくさん出会うことがありま。我が町ではインバウンドの対応はされてゐるのでしょうか。今後、新幹線の金沢駅乗り入れや小松空港の国際化、能登空港の海外からのチャーター便の乗り入れを考えますとインバウンドを促進する必要があると思ひま。どのように考えてゐるかお聞かせください。

以上です。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 宮本議員の御質問にお答えいたします。

雪害についてであります。本町では、幸い今年1月の大雪での家屋の倒壊、あるいは農業施設の雪による被害は今のところ入つてきておりませんし、ないと今のところは承知してあります。

なお、除雪費用につきましては2月末現在で3,300万円余りということでございます。これに対する国庫補助金は約200万円を予定してあります。また、例年、除雪に要する経費の一部が特別交付税で措置されることになつており、定められた申請を行つてありますけれども、こうした厳しい財政状況でもありますので、特別交付税による措置の増嵩をし

ていただくよう要望活動を行っているところであります。

次に、環境問題についてでございます。

広域農道は、昨年7月に町内の全線が開通しまして、交通量が増加傾向にあります。これまでにハクビシンと車の接触と思われるものは数件報告されております。そのほか、イノシシと思われる足跡や、のり面に穴が明けられた形跡など数カ所が発見されております。事故を未然に防止するために、「小動物に注意」などの看板を早急に設置してまいりたいというふうには考えております。

なお、農道が開通したことによって、小動物が里において農作物が被害に遭っているというような情報については今のところ入っておりません。

また、宝達山登山口に上がっている煙についてであります。くん炭の製造による煙でございます。平成20年度から製造を開始しておりますが、区の見解と土地所有者の承諾を得て行っているものでございます。

このことが動植物の生態系に異変を起こしたり害を及ぼしていないかということにつきましては、この事業の開始に際しまして、小規模な事業計画であり、届け出は必要ないということから環境影響調査は行っておりません。また、町単独で環境調査を行うということになりますと多額の費用を要するということから、調査はしていないために具体的にお答えすることはできません。必要によっては関係機関の指導を仰ぎたいというふうには考えております。

次に、文化財の入場料につきましては、平成22年度現在、入場料をいただいている施設は喜多家だけでございます。岡部家については、修復中であったため入場者の実績はございません。

次に、本町の観光地づくりということですが、これまでの本町の観光産業におけるウイークポイントは、観光客の滞在時間が少ないということであったのではないかと考えております。

平成22年度の今浜海岸への観光客は約4万8,000人、これは広域圏の調べでございます。でありまして、宝達山の観光客数は1万2,000人というふうになっております。既に多くの観光客が訪町しているにもかかわらず、町内の滞在時間がほとんどないといえますか、短いということでございます。通過型が現状でございます。町では、これらの観光客に対しまして、まずは町内に足をとめてもらい、滞在時間を増やすことが地域の活性化につながるというふうには考えております。

また、施設の整備も大きな要素を持っているものと思っております。本町では、平成22年度において、なぎさドライブウェイを気持ちよく観光していただきたいと、今浜の入口に公衆トイレの整備を現在行っているところがございます。また、平成19年度から改修を進めてまいりました岡部家もようやく完成いたしました。さらには、平成23年度からは宝達山整備事業に取り組み、年々、整備が進めば本町へ訪れる観光客の増加と滞在時間の増加につながるものと信じております。

また、日本各地にさまざまな観光地の活性化策がありますが、「食」が近年の大きなキーワードとなっております。宮本議員御指摘のとおり、今後は新幹線の金沢乗り入れや海外からのチャーター便の乗り入れなどの動きが出てまいります。インバウンドの促進を目指すためにも、食は大きな要素となります。今後、本町といたしまして、おもてなしの心を持った観光地づくりに重点を置いて実施してまいりたいというふうに考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては所管の課長からお答えいたします。

○議長（北本俊一君） 生涯学習課長補佐 村井伸行君。

〔生涯学習課長補佐 村井伸行君 登壇〕

○生涯学習課長補佐（村井伸行君） 生涯学習課です。

宮本議員の御質問にお答えいたします。

町文化財施設入場者につきましては、平成18年度から平成21年度の4カ年平均の喜多家に関しましての入場者数で2,697名、平均の収入額が113万8,575円でございます。今年度は1月末で入場者1,917名、収入額が83万2,800円の実績となっております。

なお、入場料につきましては、近隣市町村の文化財施設入場料を参考に算出をされ、宝達志水町文化財施設条例によって定められた、大人500円、子供200円、団体割引はそれぞれ100円引きの入場料をいただいております。

岡部家につきましては、平成23年度より公開を行い、他の文化財施設と同じく、地域学習、歴史学習の場として活用を図っていくように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（北本俊一君） 5番 宮本 満君。

〔5番 宮本 満君 登壇〕

○5番（宮本 満君） 大変すばらしいお考えということをお聞きいたしました。観光に関してでもですけれども。

ただ、1点だけ、煙の問題ですけれども、山菜とかが宝達山にはたくさんあるわけですし、これは町内外からたくさんの方がその山菜をとりて上がっているというふうに思いますけれども、もしその点で煙というのを、においがあつたりいろんなこととお聞きしますので、そこに害があつた場合、何かがあつた場合に、町としては一生懸命に観光に努めているにもかかわらず、そういった害が出るということは大変な不名誉なことであつて、推進していることと反比例してしまうという、後退してしまうというふうなふうに考えるわけです。

だから、その辺に対しまして、今後、一切害がないものだと、安全なんだというものを知らしめて、宝達山でぜひ山菜とりも楽しんでくださいと言えるような、その確かなものが必要ではないかというふうに思っているんです。

ですから、もし町でできなければ、あるいは県とか、あるいは、国まではいかなくても、そういった機関にお願いするとか、あるいは大学なんかに協力を願つて、そういったものを何とか確かなものにできるようにしていただければなというふうに思いますので、その辺を今後どう思われているのかお聞かせ願います。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 宮本議員の再質問にお答えいたします。

煙による山菜への影響につきまして、県の保健センターと1回相談してみます。そういうことでまた結論出したいと思います。

○議長（北本俊一君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成23年度当初予算案及び不況対策について2点質問いたします。

まず、平成23年度の予算案の予防接種事業費についてであります。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンが昨年暮れに国の交付事業として決定され、現在、全国の市町村で実施されています。

国による半額の補助事業ですが、県内では多くの自治体で、接種に伴う自治体負担分をきめ細やかな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金で賄っているところが多くあります。そのため、昨年暮れの段階で接種が始まっている自治体も見受けられます。加えて、接種者本人の1割負担分もその交付金で賄い、本人負担がゼロという自治体も多く生まれてお

ります。

さて、県内では本人に負担を課さない自治体、課さない予定の自治体はどれだけあるのか、まず最初にお聞きします。また、この予防ワクチン接種はいつからが助成対象になるのかお聞きします。平成23年度からなのか、それとも、それ以前なのかお聞きします。

次に、3種のワクチンの接種時期の違いについてお聞きいたします。

ヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンの接種は、生まれてから4歳までという規定が書かれてあります。なぜこの接種時期なのかというと、一番効果がある時期だからであります。早ければ早いほどいい。

では、子宮頸がんワクチンの接種対象が中学校1年生から高校1年生までの女子とあるのは合理的なのかというと、今年に関しては合理的だとは思いません。子宮頸がんワクチンは、性行為をするようになる前にワクチンを接種していなければなりません。今、ワクチン接種の助成対象が中学1年生から高校1年生までになっているため、現在は高校2年生や3年生、大学生や専門学校生など、稼ぎのない学生などが放置されることになっているのではないのでしょうか。

助成がなかったら1回の接種が1万5,000円で、3回接種しなければなりませんから合計4万5,000円と極めて高価です。平成24年度からは接種対象を現在の中学校1年生から高校1年生までとしても構わないと思いますが、私は、今年度、来年度、平成23年度だけに関して言えば、例えば中学生から25歳までのすべての女性というふうにして接種年齢の範囲を広げ、子宮頸がん予防ワクチンの意義も周知徹底し、希望者も募り、この町から子宮頸がんや肺癌で亡くなる方を根絶するという位置づけで有効な接種事業にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。そのためにも、他の市町村と同じように1割負担をやめることが求められます。いかがでしょう。

次に、小児の肺炎球菌ワクチン接種への助成は認められましたが、高齢者の方々への肺炎球菌ワクチン接種の助成は自治体任せになっております。全国では約300の自治体で接種費用の助成制度がつくられているそうであります。

年間10万人以上の方が肺炎で亡くなっており、その95%が65歳以上の方であります。そして、肺炎は日本人の死因の第4位にもなっています。宝達志水町の高齢者を肺炎で死なせないという町長の決意が求められております。この町でも肺炎で多くの方が亡くなっていますが、肺炎球菌ワクチンを接種していたら命を落とさなくてもよかったという方は志雄病院ではおられたのかどうか。志雄病院事務長にお聞きします。

昨年、一般質問で取り上げ紹介しましたように、肺炎球菌ワクチンの高齢者への無料接種事業が医療費を減らしている事例を紹介いたしました。ワクチン接種が健康づくりと医療費削減を両立させています。そういう視点で肺炎球菌ワクチンの高齢者への無料接種を実施する考えは町長におありかどうかお聞きして、次の質問に移ります。

次は、中学校建設についてであります。

昨年末に町行財政改革審議会が答申した第2次行財政改革大綱案で、中学校統合には住民への情報提供、住民合意を前提に進めるよう附帯意見が進言されましたが、間違いないか。町長はこれを予算に反映すると一部報道されておりましたが、間違いないかどうかお答えください。

次に、中学校建設費について、町が公表していることで2点再確認したいのですが、1点目は、町の両中学校で、押水中学校の校舎は耐震補強ができるが体育館は耐震補強ができない状況にある一方、志雄中学校の校舎は耐震補強ができないが体育館は耐震補強ができる状況にあること。2点目は、合併しないで2校建設した場合、体育館建設も含めて22億円、合併した場合は21億円と発表されているが間違いないかどうか。

次に、中学校の耐震化についての質問ですが、これは今現在行われている石川県議会の2月定例会にも宝達志水町の中学校の耐震化ができていないことが問題となっております。現在、文科省が耐震化のさらなる推進のために平成23年度国家予算で予定している新型交付金を、押水中学校の校舎と志雄中学校の体育館に利用し、押水中学校の体育館と志雄中学校の校舎を新たに建設すると建設費の総額は幾らになるのか教えてください。

次に、町民の中学校建設についての思いについて町長の認識をお聞きします。

町民は、中学校を少なくとも現在地近辺にそれぞれ残すことへの思い、これは新しい合併中学校を建設するという思いよりも強いと私は感じております。それは、合併して宝達志水町になりましたが、午前中の一般質問や町長の答弁でも明らかなように、旧志雄町、旧押水町が、いまだ町民意識の中に大きくあるのが現状で、私は、それぞれの中学校を残すことが旧両町民のアイデンティティーにかかわるような問題と認識しています。

この問題で行政や議会が誤った認識のもとに間違いを犯す、または乱暴に町民のその思いを踏みにじると、取り返しのつかない、いえることのない傷になると心配しております。大事に扱わなければならないと思っています。町長の認識はいかがでしょうか。

行政や議会が、まず合併ありきで対応するのではなく、町民の思いは町民に聞くことが一番です。そのためにも、住民投票条例を町長が発動し、中学校の合併の是非を判断するこ

とが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

平成23年度予算案についての第3番目の質問は農業の問題です。

ほうだつ山麓米の生産と販売を促進し、町の米を全国にPRし、町農業の活性化を図ることを目的にした600万円の予算についてであります。これは担当課からのそういう説明がありました。

厚生労働省のホームページによりますと、平成22年度補正予算で新たに拡充された事業です。国の出資で県に基金をつくり、成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し新たな雇用機会を創出する事業とあります。私は、企業誘致条例で1億円出すよりも、町民のこういう産業への工夫や意欲を大事にした積極的な予算案だと見ております。県も国も町も一致してほうだつ山麓米生産が成長分野として期待しているという予算です。担当課から説明があったように、ほうだつ山麓米が市場で高評価をされたなら、町農業の引き上げや意欲の向上につながると思いますが、いかがお考えでしょうか。

町民の工夫による農林水産業の内発的な発展を促すほうだつ山麓米生産のような事業には、町は一過性でない奨励条例を創設する必要があると考えております。いかがでしょうか。

次に、不況対策についてお聞きします。

お聞きしたいのは、全国で成果を上げている住宅リフォーム助成制度についてであります。

昨年9月に岩手県宮古市役所の都市整備部建築住宅課長の滝澤 肇さんという方が、埼玉県川越市で、宮古市で行っている住宅リフォーム制度の報告を行いました。宮古市でリフォームブームが起こっているということ。そして、行政としては個人の資産形成に資するものは予算づけないという立場を、経済対策という目的で克服し予算づけを行ったこと。市民や業者の使い勝手のいい制度にしたこと。ふだんは公共事業にはなかなか入れない業者の方、あるいは入れたとしても元請をなかなかできないという業者の方が、このリフォーム工事であれば元請になれるということなどの事例を報告し、歓迎されました。

この制度は採用する自治体も増えておりまして、恐らく今では全国で200を超えるような自治体で実施されているのではないのでしょうか。業者の方にも市民、町民にも喜ばれ、行政には町民税や固定資産税の増額という形で喜ばれています。

さて、町内の建設関連業に従事する方の人数をお聞きします。できたら業種ごとに人数を言っていただければ幸いです。また、建設不況の折、全国で大きな実績があるのに、そ

れを採用しない理由は何なのか教えてください。

最後に、今年1月28日の参議院本会議で、日本共産党の市田書記局長が代表質問の中で自治体が行う住宅リフォーム助成制度への国の支援を求めましたところ、菅首相は、社会資本整備総合交付金、先ほど町長の提案理由説明の中でも出てきた言葉であります。社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していくと答弁していました。国からの交付金は、交付金算定事業費のおおむね45%という説明があります。こういう制度、財源も利用しながら、町の建設関連業者への仕事づくりを行う必要があるが、いかがでしょうか。

また、入札資格者登録を受けていない小さな建設・土木の地元の業者に公共事業を提供できる制度が小規模工事等契約制度というのがあります。県内でも幾つかの自治体で行われています。内灘町で行われている制度の詳細についてお聞きします。

また、小さな地元業者を大事にするこの制度を採用するおつもりはおありかどうかをお聞きして、質問を終わります。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

1点目の平成23年度当初予算についてであります。

子宮頸がんワクチンの助成対象者を就労前の高校生、専門学校生、大学生までの範囲拡大と一部負担金の徴収をやめることについての御質問でございますが、子宮頸がんの発症をより効果的に予防するには、性交渉前に発がんウイルス感染の低い10代前半に予防ワクチンを接種することが重要であります。

国では、予防接種部会の意見を踏まえ、対象を中学1年から高校1年生に設定しております。当町におきましてもその学年を対象にワクチンの助成を行うものであります。

なお、町の子宮頸がん検診は20歳から受診できますので、助成対象でない方、また、接種した方についても検診を受けていただければと思っております。

一部負担金につきましては、国では接種費用の9割に対してその2分の1を助成するとされており、町でも同額を助成し、接種者に1割の負担をお願いするものであります。

次に、ワクチン接種による医療費の削減についてであります。本町では、従来から国の支援などを受けて各種のワクチン接種を適切に実施しておりまして、今後とも状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校建設について、私に対する質問は、町民や子供たちの建設に対する認識についてのお尋ねと中学校統合の是非を住民投票での判断が必要ではないかとの御質問、もう1つは住民合意についての御質問であったかと思えます。

まず、中学校は地域のシンボルでありまして、地域の皆さんにとっては大変大切な財産と位置づけていることは十分認識しております。それで、住民合意につきましては、審議会会長からの答申の際に、住民合意を受けて進めるよう一応附帯意見としてはつけられました。しかし、今ほど小島議員が発言されたようなことではございませんので、住民合意を得られるように努力しながら進めていくことといたしております。

それから、昨年度の出生者数が84名、今年度の見込みは60名台と少子化も著しく、このままでは中学校教育の基本であります教科担任制も維持できなくなるということがございます。そういうことになりますと学力低下を招くおそれも懸念されます。

このような経緯を踏まえまして、財政状況の大変厳しい中でありますけれども、生徒の通学手段、通学方法を検討しまして、統合中学校の建設を進め、宝達志水町の宝であります生徒の教育環境の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、重点分野雇用創出事業は、離職者や失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供でございます。

そういうことで、今回の内容は、ほうだつ山麓米の生産・販売をする団体の活動を通じまして、宝達志水町ブランドを作成しまして、アンテナショップでの販売活動、そしてブランド化に対する本町の情報発信を行うことによりまして、町全体の1次産業の振興と知名度を上げることができると考えております。

次に、農林水産業のための奨励条例の創設についてでありますけれども、現在、農家に対して国のさまざまな支援制度があります。この制度を有効に活用していただき、強い農家・魅力ある農家になっていただきたいと考えております。

続きまして、2点目の不況対策についてであります。

住宅リフォーム助成制度の財源は、社会資本整備交付金を充てることが可能であります。実施する考え方はないかとの御質問であります。

宝達志水町におきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る事業といたしまして、道路整備事業をはじめとして、道路維持管理事業や除雪対策事業、町営住宅管理事業に対して約2,600万円の国庫補助を充てております。その事業の中で、建築物耐震改修促進補助金や住宅新築等奨励金制度等の助成金制度を行っておりますので、御承知いただきたい

と考えております。

次に、内灘町が実施している入札資格登録を受けていない小規模事業者が、町の小額の仕事元請できる小規模工事等契約制度を創設する考えはないかとの御質問でありますけれども、このような制度を新たに設ける考えは持っておりません。

町内の工事業者の方々全員が入札資格参加登録をされていないことも承知いたしております。現在、町では30万円未満の見積りに係る軽易な修繕等については、緊急を要する場合が多いことから、町の入札資格等選定要綱における指名の特例を準用いたしまして、入札資格者登録のいかんを問わず、随意契約により町内の業者の方々に発注する取り扱いをしております。入札資格参加登録をされていない方々を制限することなく、柔軟に対応いたしております。

このようなことから、工事の発注に当たっては、幾つもの制度によりまして運用が混乱しないよう、あくまで入札資格参加登録を原則として運用を心がけてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、そのほか細部につきましては所管の課長から説明をさせますので、御了承お願いいたします。

○議長（北本俊一君） 財政課長 松田正晴君。

〔財政課長 松田正晴君 登壇〕

○財政課長（松田正晴君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、町行財政改革審議会が答申いたしました第2次行財政改革大綱案で、中学校統合には、住民への情報提供、住民合意を前提に進めるよう附帯意見が進言されたことは間違いないかとの御質問であります。先ほど柴田議員の御質問にもお答えしましたように、昨年12月に町行財政改革審議会から附帯意見を添えて第2次行財政改革大綱案の答申をいただいております。

その附帯意見の1つとして、統合中学校の建設については、志雄・押水中学校の老朽化や今後の少子化への対応など、さまざまな視点から課題を整理し、住民への情報提供、住民との対話による住民合意を前提に進めることという内容で、町当局において十分検討されるよう要望がありました。また、その答申を受けて、町長からは、新年度予算に反映するなど改革に邁進したいということをお伝えをしております。

次に、内灘町が実施している小規模工事等契約制度についてであります。これは入札資格者登録を受けていない方が、町が発注する小額で内容が軽易な小規模な工事等契約の

受注を希望する場合に別途登録いたしまして、その登録者を積極的に活用するというところでございますが、町内小規模事業者の受注の機会の拡大を意図した目的で設けられております。

制度の詳細をかいつまんで申し上げますと、まず、対象となる契約内容であります、まず1番目に、内容が軽易で、かつ履行確保が容易であるもの。2点目には、契約金額が50万円以下の小規模な工事・修繕となっております。

次に、登録資格者についてでございますが、町内に主たる事務所または住所を有する者。2番目には、町税を滞納していない者。3番目には、町の入札参加資格審査申請に基づく資格業者名簿に登録されていない者。4番目には、希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有する者ということになっております。

なお、登録申請の方法等については、登録の申請書に町税納税証明書、それから、希望する業種を履行するための資格・免許等を証明する書類の写し、その他町長が必要と認めた書類を添付することというふうになっております。

なお、こういったものの登録の受付及び有効期間でございますが、1カ月間の登録期間を経まして、その有効期間は2カ年というふうになっております。また、その小規模工事等の業種につきましては、通常の土木工事、建設工事など通常の工事が一応規定されております。

以上が制度の詳細と把握しております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 健康福祉課長 高島信夫君。

〔健康福祉課長 高島信夫君 登壇〕

○健康福祉課長（高島信夫君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

3ワクチン（子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌ワクチン）の接種につきまして、県内の助成状況の御質問でございますけれども、現時点におきまして、1割負担を徴収しない予定の自治体は19市町のうち14市町、徴収する予定の自治体は5市町でございます。

次に、いつから助成の対象となるかについての御質問でございますけれども、3ワクチンにつきましては本年4月からの助成を開始いたします。

なお、本年度からヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの助成を町単独で行っております。

それで、国の補助の対象となるのは、医療機関と契約を締結していること。それと、健康被害救済のための保険に加入していること。それから、医療機関から町に対する副反応

報告体制が整備されていること。この3点がされていけば国の補助の対象になるということでございます。そうしたことから、子宮頸がんにつきましては、この3項目につきまして条件には当てはまりますけれども、ヒブワクチンにつきましては、現状では費用の助成のみであり、医療機関との契約はなされておられません。このことから国の助成の対象にはならないというふうになっております。

そうしたことから、子宮頸がんのワクチンの助成につきましては、本年度の予算の範囲内で可能であるために、さかのぼって助成を行いたいというふうに考えております。

なお、今までに受けられた方につきましては、個別に通知し、差額をお支払いする予定でございますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

○地域整備課長（高下良博君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初に、町内の建設業関連に働く方の人数についてでございますが、直近の事業所・企業統計調査によりますと、町内には89事業所がございまして、この事業所で593人の従業者の方々が働いておいでます。

次に、建設不況の折、全国で大きな実績があるのに採用しない理由についての御質問であります。宝達志水町においては、建築物耐震改修促進補助金制度を実施しているほか、住宅新築等奨励金制度やバリアフリーに対する補助金制度として自立支援型の住宅リフォーム推進事業、さらには、下水道への接続における住宅の改造資金融資あっせんと、そのほかには利子補給による助成制度を実施していますことから、現在のところ住宅リフォーム助成についての実施は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 学校教育課長 栗原政典君。

〔学校教育課長 栗原政典君 登壇〕

○学校教育課長（栗原政典君） 小島議員の御質問にお答えします。

公表いたしております町立中学校の耐震診断結果には、Is値から見た耐震力と老朽建物の危険度合いをあらわす耐力度が示されております。昨年11月の定例会で御答弁申し上げましたが、文部科学省の基準では、Is値が0.3未満の建物、これは不適格建物との位置づけになります。一方、耐力度という視点がございまして、耐力度が4,500点未満の建物は

危険建物との位置づけになります。よって、押水中学校、志雄中学校の校舎棟は危険建物に該当いたしますし、体育館についても両中学校は不適格建物となります。いずれにしても、文部科学省の建て替えの補助事業に該当いたします。

また、建設費の確認の御質問でございますが、これも11月定例会の折に答弁させていただきました。その折の建設費は、1クラス35名、普通教室15室、特別教室、同準備室、おのおの7室必要になります。それから、職員室、ランチルームなど約6,400平方メートルの想定でございます。また、体育館につきましては、体育館棟は約1,900平方メートルの建物を建設した場合の概算の費用であります。今後、さらに詳細な検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、新型交付金による建設の御質問でございますが、志雄・押水合併協議会が策定いたしました宝達志水町のまちづくり計画、それから、平成19年9月に中学校整備検討委員会、同年11月にありました町公共施設統合推進計画の各答申にあるように統合を進めている現在、両中学校の現校舎、現在の体育館を利用する考えはなく、現校舎、現体育館を利用した工事のためにこの新型交付金事業を利用するということは考えておりません。

○議長（北本俊一君） 志雄病院事務局長 鍛冶一良君。

〔志雄病院事務局長 鍛冶一良君 登壇〕

○志雄病院事務局長（鍛冶一良君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

志雄病院での高齢者への肺炎球菌ワクチンの接種により、重篤な状況にならずに済んだ、もしくは命を落とさなくて済んだという、これら65歳以上の方がおられたかという御質問についてでございますが、志雄病院では接種後の経過調査を行っていないため、そうした実態は掌握しておりません。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） まず、第1点目は子宮頸がんワクチンです。

今年、中学校1年生から高校1年生の子はいいですよ、助成の対象になるんですから。今年、高校2年生、高校3年生の方で、ここは取り残されるんです。町だけの問題ではないですよ、もちろん。町だけの問題ではないんですけれども、有効性がわかっていながら、高校2年生、3年生、専門学校生、大学生というのは取り残されるわけです。それをほうっておいていいのかどうかということを町長にお聞きしておるんです。もう1回答弁してください。

2点目は、行財政改革審議会が答申した中身で、先ほど課長答弁されましたけれども、住民合意を前提に進めるということが言われて、承諾して、それを受け取ったということなんですけれども、先ほど町長の答弁は、住民の合意がどうであれ、とにかくまず合併あると。そうやって進めていきますよという答弁に聞こえたんですけれども、そういうことなんです。きめ細かに各区を回って説明すると言われましたけれども、合意がなくても合併でいくということなのかどうか。

そして、もう1つは、町長が答弁されていないことあったんですけれども、私は、住民の本当に大事なアイデンティティーの問題にかかわる問題だと、この中学校の統合問題をとらえておるんです。

2つの中学校の周りの方々に聞いても、どこも「これ持っていかんといてくれ」、こういう意見が強いんです。ここを無視して、それこそ強引に統合とか、どこかの中学校の近くにぽんと中学校を建てるとか、通学は便利にするからとかという理由でいった場合、私は本当に大変な問題になって出てくるなど。

本当に、合併したけれども、ますますその合併が言葉だけで、心がどんどん離れていく、そんな問題になってくるのではないかという認識を持っておるということに対して、町長はどういうふうにそれを考えておられるかというのの答弁されていません。複式学級が云々、そういう問題じゃないんです。本当に住民の思いで、どう考えておられるかということをお聞きしたんです。

それと、耐震化についてですけれども、統合のために耐震化は考えていないという答弁が課長からありました。統合のために生徒を危険に置いておく、これはいたし方ないという立場なのかどうか。

一昨年、町長が町長になられる前にだったと思います。議会で一般質問を行いました。地震に対する認識をお聞きしたんです。当時の課長さんと当時の町長にお聞きしました。今、地震は活動期であるという認識を持っておいでるかどうかということをお聞きしたんです。地震は活動期、そういう活動期であるという答弁いただいたんです。それに基づいて耐震やりましょうよ、そういうことをずっと言ってきているんです。

活動期ですから大変なんです。ましてや、今、159号沿いは邑知潟断層がずっと走っているわけでしょう、40キロという大きな、阪神大震災と同じ活動レベルの断層が走っているわけです。今、地震の活動期ですから、この中学校を統合するから子供たちの安全、命は後回しにする。危険のままで我慢してくれ、こういう立場でいいのかどうかということ

をお聞きします。

次は、住宅リフォームの問題なんですけれども、いろいろな制度があつて、町には住宅に関してはいろいろ制度があつて、あるからこの住宅リフォーム制度はやらないという答弁が課長からされたんですけれども、実は、ここで先ほど紹介した宮古市ですね、宮古市でどういう事態が起こっているかという、インターネットを見ていただいたり、宮古市に問い合わせしていただいたらすぐわかるんですけれども、大体6%から7%の世帯で住宅リフォームというのが始まっておるんです。

いろんな子育て支援でいろいろ新築の云々とありますけれども、6%、7%でやるということはないんですね。それだけ広がらないんです。経済効果は宮古市では6倍から7倍、打った予算の6倍から7倍の仕事が行われている。秋田県は県としてやられているんですけれども、秋田県は40倍です。打った予算の40倍の仕事が秋田県全体で仕事されているんです。

今、何でこれだけ住宅の問題を言うかという、特に、今、建設関係の方々の仕事がないというのが大問題になっているというのは御存じだと思います。この6年間で勤労者世帯は61万円の収入が減ったんです。去年から今年にかけて1年間だけで23万円減っておるんです。そういう中でどんどん消費が冷え込んでくる。住宅直したいけれども、ちょっと我慢しよう。それが今の不況をもっと深刻なものにしているんです。

だからこそ、少しでもたくさん、先ほど言われました、課長答弁されたように500名を超える方がこの業種におられるんです。その方らが豊かになって、その方らに仕事が回って、その方らに税金を納めていただく。私は大事なことだと思うんですけれども、これを考慮もされないで終わるのかどうか、これをお聞きします。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの助成対象者の拡大についてでございますけれども、現時点では、いろいろ財政的な面もあり、拡大する考えは現在のところ持っておりません。

それから、統合中学校の問題でございますけれども、建設に当たりましては、住民の方々の御意見を十分尊重しながら、最善の教育環境になることを最重点に置きまして進めてまいりたいというふうに考えております。

住民の合意につきましては、いろいろな御意見があることは十分承知いたしております。

率直に申し上げまして100%の合意は困難であるかも知れませんが、きめ細かに住民座談会や、あるいは説明会を開催いたしまして、御協力していただけるよう努力してまいります。

また、今ほど発言ありました耐震のこともあります。また、合併特例債の時間的制約もありますので、議会の皆様とも十分協議しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういうことで、よろしく願いいたします。

○議長（北本俊一君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

○地域整備課長（高下良博君） 地域整備課でございます。

先ほどの答弁にもありましたように、住宅リフォームにかかわらず、耐震補強の補助金ということで、相当業者の方にも協力していただく必要がありますし、それから、新築住宅等の奨励金制度、これも大いに活用させていただいております。

そういった中でも活用していくわけなんですけれども、それ以外にも、うちの道路整備、それから道路維持管理についても、除雪費用に対してもそういう社会資本整備資金を利用して業者の方には工事をしていただいているという状況にありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 小島議員の再質問にお答えします。

先ほど町長からも答弁がありましたが、その補足の形になるかと思えます。

まず、耐震化で先にすべきでないかという御意見なんです、確におっしゃるとおりでございます。でも、いつ地震が起きるかわからないというのが地震でございます。町としては、とにかく早急に統合中学校舎、要するに建て替えていかなければいけないというふうな、私もそう町長にお願いしているところでございます。

原因は、先ほどから出ておりましたように、今年度、出生数が60名、これは今までは35人学級になったら2クラスにぎりぎりなる要素があったわけですが、今年、生まれた方では1クラスだけと。1クラスになりますと、来年から予想されるのは3クラス、3クラスになると、とてもではないが専門的な教育は難しいという判断をしております。

統合中学になりますと、それは住民の方から、自分のところからなくさないでほしいというお考えをお持ちになるのは私は当然だと思いますが、子供たちの将来の教育のことを考えて、やはりここは決断といいますか、ある程度教育環境を整えてほしいというのが私の願いでございます。

以上で終わります。

○議長（北本俊一君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 最後にお聞きします。再々質問いたします。

子供が少ないということを町長は言われたんですけども、先ほど健康福祉課長にお聞きしたら19の市町村です。市、町がありますよね、石川県に。そのうちの14が子供たちのワクチン接種が無料と。あと5つだけに関して有料である。

それだけじゃないんです。実は子供の医療費無料制度というのがありまして、19自治体中、今、11の自治体で中学校卒業まで無料ということが今やられようとしています。そして1つの、能美市ですけども、18歳まで無料にしちゃう、子育て支援しちゃうという、こういう流れです。

その中で、うちの町は本当に子育てを支援する、子供を増やすような状況になっているかという、私は反対の状況がつけられてきている。それで子供が少ない、子供が少ない。一体、誰の責任ですかということをお願いいたしますけれども、私、その問題もあるんですけども、やっぱり大事なことは、今の子供たちの、地震の活動期にある子供たちが危険な体育館なり校舎の中で勉強しているということ。これは早く解消せんらんとするんです。

先ほども質問して答弁がなかったんですけども、子供たちは本当にこの活動期の中で、教育長も言われましたけれども、いつ起きるかわかりませんし、明日、起きるかもわかりません。そのためにすることは何かと云ったら、最大限の起きてもいいような状況をつくり出しておく、一日も早くつくり出していくというのが大事だと思います。

合併、統合で今いろいろ回られる、細かに回られると言いましたけれども、そういうことじゃないんです。今求められているのは、すぐに耐震補強するということ。すぐに耐震補強きかないやつは建てるということ。これが行政が一昨年答弁された地震の活動期だということへの認識との整合性というところでは、それが一番整合性あるんじゃないですか。

町長がかわられたから、それはまた別になったということですか、町長、最後にお聞き

します。

○議長（北本俊一君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再々質問にお答えいたします。

確かに地震はいつ起きるかわかりません。そういうこともありまして、学校の統合をできるだけ早く、無駄のない行政運営をやることにつきましては当然御承知のことと思います。だから、耐震補強そのものというものは結果的に無駄な投資になると思います。そういうことで、できるだけ早く統合中学の建設に向けて、皆様方の御支援、御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北本俊一君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。議案第2号から報告第1号までの議案25件、報告1件及び請願第1号については、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第2号から報告第1号までの議案25件、報告1件及び請願第1号は、議案付託表及び請願文書表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（北本俊一君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月5日から3月10日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月5日から3月10日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（北本俊一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月11日、午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時06分散会

平成23年3月11日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	8 番	林 一 郎
2 番	久 保 喜 六	9 番	守 田 幸 則
3 番	土 上 猛	10 番	北 本 俊 一
4 番	柴 田 捷	11 番	金 田 之 治
5 番	宮 本 満	12 番	小 島 昌 治
6 番	津 田 勤	13 番	北 信 幸
7 番	中 谷 浩 之	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	太 田 永 作
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長	西 山 俊 英
健 康 福 祉 課 長	高 島 信 夫
産 業 振 興 課 長	藤 井 能 富 夫
ふ る さ と 振 興 室 長	中 村 努
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
会計課長	村井一隆
志雄病院事務局長	鍛冶一良
生涯学習課長補佐	村井伸行

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 発議第1号 TPP交渉に関する意見書について
- 日程第3 議案に対する質疑
- 日程第4 討 論
- 日程第5 採 決
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（北本俊一君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、3月4日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（北本俊一君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月8日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、患者数の動向、オーダーリングシステムの導入事業など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、当町における地域医療に必要な職員の確保に努められたいとの意見が出されました。また、会議終了後には志雄病院の現地視察を行い、散会いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、教育厚生常任委員長 宮本 満君。

〔教育厚生常任委員長 宮本 満君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（宮本 満君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月7日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会では、文化財施設の整備や管理、学校の運営、医療対策等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案12件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、保育所等の管理運営については、施設管理や職員の処遇などに十分配慮されたい、財政状況を理由に福祉サービスの低下を来さないよう取り組まれないとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 次に、総務産業建設常任委員長 中谷浩之君。

〔総務産業建設常任委員長 中谷浩之君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（中谷浩之君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月9日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、農業補助金や緊急雇用創出特別事業、そして施設・設備の維持管理など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案12件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、請願1件は採択すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、補助金の交付に当たっては事業内容を十分に精査し、適切に執行されたい、事業の実施に当たっては、時機を失せず執行されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（北本俊一君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（北本俊一君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（北本俊一君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、平成23年度当初予算案及び条例案についての反対討論を行います。

反対する議案は、議案第2号 平成23年度宝達志水町一般会計予算案、議案第3号 国民健康保険特別会計予算案、議案第4号 後期高齢者医療特別会計予算案、議案第5号 介護保険特別会計予算案、議案第7号 ケーブルテレビ事業特別会計予算案、議案第8号、第9号 上下水道会計予算案、議案第20号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正案の8議案です。

なお、その他の17議案には賛成するものであります。

総務省は、日本の勤労者報酬が12年前と比べて、1人平均61万円の減少となっている調査報告を行っています。昨年度と今年度だけを比較すれば、勤労者報酬は1人平均23万円の収入減少であります。勤労者から、これ以上の負担は無理だという声が私たちのところへも寄せられています。

世界の資本主義国で、勤労者世帯の収入が減り続けている国は日本だけであります。イギリス、カナダ、アメリカの勤労者報酬は、10年前に比べて約7割の増収、フランス、イタリアは5割、ドイツは約2割の増収であります。

日本にある名だたる輸出大企業が同じ12年前と比べて、内部留保を約100兆円も増やしていることを考えれば、大企業のもうけが勤労者に回らないという政治の貧困による結果と言えます。これは地方切り捨てや福祉切り捨て、労働者派遣法で正規社員が派遣社員に置きかえられるなどの、自民党・公明党政権時代の構造改革路線の結果であり、それを公約違反で引き継いでいる民主党政権の責任です。

その結果、OECD30カ国中、日本を第4位の貧困率にまで国民生活をおとしめています。こうしてGDP（国民総生産）の6割を占める内需を冷やしてきたために、今の状況がつくられています。今内需を温める施策が国政だけでなく、地方政治にも求められます。町民が安心して物が買える状況をつくり出すことが求められています。そのためにも町民の仕事をつくり出すこと、福祉削減路線から充実路線へと足を踏み出すこと、町民の安全を守るための予算を充実させることが求められています。

ところが、平成23年度一般会計予算案は、町民の生産意欲を引き出し、内需と生産の拡大に貢献できるほうだつ山麓米への支援事業は評価できます。しかし、高齢者の方が増えているのにデマンドタクシーの利用者が減っていることを何の問題にもせず、前年と同じ運行を行おうとしています。利用者の減少は、利用料金の引き上げと運行方法の変更に伴うものではないでしょうか。デマンドタクシーによる高齢者の外出は、町内での消費を生み、健康増進で医療費の削減にもつながるものであります。利用しやすいデマンドタクシー運行を求めるものであります。それは、宝寿荘の利用者減少にも同じことが言えます。

また、一般会計でも指摘しましたが、死因の第4位に位置づけられている肺炎、この肺炎で亡くなる方の約95%が65歳以上の方です。高齢者の方への肺炎球菌ワクチン接種は、健康を守るという意味でも、医療費での費用対効果ですぐれたものであります。採用を重ねて求めるものであります。

また、子育て中の若い夫婦にとって今回の予算案はどうでしょう。地震が活動期だとの認識にありながら、押水中学校の校舎と志雄中学校の体育館の耐震補強は、合併中学校をつくるためとの政治的理由でできていません。また、耐震補強がきかない押水中学校の体育館と志雄中学校の校舎の建設ができていません。

今月3月7日に南邑知地区の区長さん方から、区民の要望である現在の志雄中学校を移転しないでほしい旨の陳情が議会に寄せられました。これは押水中学校の地域の区長さんも区民も、押水中学校を移転させないでほしいという点では同じ思いであります。ところが、それを無視するように、今回の予算案では合併中学校の建設基金が計上されています。行政がやろうとしていることは、町民への押しつけであってはなりません。民主主義なのですから、真摯に町民の思いに心を寄せる立場を求めるものであります。

また、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの予防接種の負担金は、県内19市町中、14の市町が負担金ゼロです。しかし、我が町は負担金を出させる残りの4つの町の一つであります。また、行政が以前、人口減少を小さくとどめていると自画自賛していたIUターンの助成金を打ち切るのに何の説明もありません。もっと利用しやすいように充実させるべきではないでしょうか。

また、子供の医療費助成が、中学校卒業まで行っている市町が県内で19市町中、11市町となりました。我が町は小学校卒業までです。子育て支援も、津田町長、あなたが町長になられてから、県内では大きく水をあげられている状況となっているのを御存じでしょうか。子育て支援はおくれている、中学校建設など住民の言うことに耳を貸そうとしない町に、若者は移住しようと思うのでしょうか。住み続けたいと思うのでしょうか。改善を求めます。

一方、町民の財産である合併振興基金11億3,000万円を土地開発公社の借金に補てんする計画が出されました。土地開発公社の要らない土地の取得と保持の一番の責任は、そのときどきの土地開発公社の理事会の責任であります。歴代の土地開発公社の理事会の理事の公表と、町に対する責任を果たすことをまず求めるものであります。まず、町の財産による補てんに反対するものであります。財政が大変だと言って、目先の町民の暮らしの予算を削ることが行財政改革なののでしょうか。余りにも短絡的だと指摘せざるを得ません。

町民生活を豊かにしながら、町民の健康増進を図りながら、そして福祉の充実を図りながら財政を再建させる方法があります。そもそもが行政と議会で作くり出した財政危機、住民に責任を転嫁するのではなく、地方自治体の本来の役割を果たしながら財政再建する

ことを強く求めるものであります。

平成23年度国民健康保険特別会計についてですが、余りにも国保税が高過ぎることは明らかであります。原因は、他町と比べて高額な医療費と国や県、町の国保運営からの責任逃れです。医療費削減には、町民の健康を守りながら削減のための戦略を持つことを求めるものであります。

また、20年前には国保会計に国庫負担が50%だったのが、現在24%にまで国庫負担が削られてきたことが保険税の高さの一番の原因です。町は国民健康保険法の精神に基づき、国や県に国保会計への国庫負担や補助金の増額を求めるとともに、一般会計からの繰り入れで保険税を安くすることを求めるものであります。ちなみに、一昨年、お隣のかほく市では、一般会計から国保会計に1億7,000万円の繰り入れが行われたと言われています。

平成23年度上下水道会計予算案についてであります。水道料金を引き下げることはできません。旧志雄地域の水源を旧押水地域にも利用して、県水の需用をやめる、高い県水の需用をやめる計画がそれです。または、県の高い水道料金を引き下げるための積極的なアクションを他の市町とも連携して執拗にとっていく必要があります。高い水道料金を改善する積極的な行政のアクションを求め、高い水道料金を当然とする予算案に反対するものであります。

後期高齢者医療制度についてですが、高齢者を差別することを改めることを求めるものであります。

介護保険についてですが、介護保険料を支払っても希望する介護が受けられない状況になっています。介護保険ができたとき、国が50%の国庫補助を25%に削ったため、ここが一番の矛盾の根源であります。また、要支援や低い介護度の方々が1つの場所でデイサービスやケアを受けられる、そういう施設をつくることを求め、討論を終わるものであります。

以上。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

○13番（北 信幸君） 私は、議案第2号 平成23年度一般会計予算について、賛成討論をするわけでございます。

反対討論の中で、多岐にわたってあったわけでございますけれども、私は端的に1つ取

り上げまして、今執行部が、あるいは議会が、中学校建設特別委員会の中でも11回の特別委員会がなされたわけでございます。合併以前、合併協議会の中から、第1に、この教育の場所を安全で安心して子供たちが勉学、スポーツに取り組むように、私たちは今日、現在まで努力をしてきたわけでございます。

70億というわずかな予算の中から、こうして1億円の基金を積んでいただき、一日も早く我が町にそういった安全な環境のもとでの教育の場所をつくっていただくということで、基金を積んでいただいております。どうかまたひとつ、わずかな財源ではございますけれども、一日も早く子供たちが勉強あるいはスポーツに充実できるような環境をつくっていただきたい。

耐震もできず、危険な場所で、現在、子供たちを教育しておるわけでございます。何があってもすべてが執行部、町の責任だということは、7年間、私は言い続けておるわけでございます。どうかひとつ、限られた予算ではございますけれども、一日も早くすばらしい環境のもとで子供たちが過ごせるような建物を建設していただきたいがために、私は賛成討論ということでさせていただきます。

○議長（北本俊一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

議案第2号 平成23年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第3号 平成23年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から議案第5号 平成23年度宝達志水町介護保険特別会計予算までの議案3件を一括

して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第3号から議案第5号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第3号から議案第5号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第6号 平成23年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第7号 平成23年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第9号 平成23年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第7号から議案第9号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第10号 平成23年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第11号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）から議案第18号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第1号）までの議案8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第18号までの議案8件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第18号までの議案8件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第19号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第20号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（北本俊一君） 起立多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第21号 宝達志水町行政財産使用料条例についてから議案第25号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてまでの議案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第21号から議案第25号までの議案5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第25号までの議案5件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、議案第26号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（北本俊一君） 次に、報告第1号 専決処分報告について、専決第1号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（北本俊一君） 次に、請願第1号 TPP交渉に関する請願書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択されました。

◎日程の追加

○議長（北本俊一君） お諮りします。ただいま陳情1件、発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎諸般の報告

○議長（北本俊一君） それでは、追加日程第1 諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、陳情書「志雄中学校の存続についてのお願い」の提出がありましたので、この旨御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（北本俊一君） 次に、追加日程第2 発議第1号 TPP交渉に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

7番 中谷浩之君。

〔7番 中谷浩之君 登壇〕

○7番（中谷浩之君） 発議第1号 TPP交渉に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

政府は、昨年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP交渉に関して、情報収集を進めながら関係国との協議を開始することとし、さらに13日からのAPEC首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏実現に向けた道筋のひとつとして、TPPを挙げました。

TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、ひ

とたびT P Pを締結すれば、洪水のごとく農産物が輸入され、日本農業を壊滅へと導くことは必定であります。

いかに農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内の生産基盤は崩壊してしまいます。

また、農業・食料・運輸等の関連産業も廃業が相次ぎ、地方の雇用が失われてしまうことにも繋がります。

これでは「E P A・F T Aについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わない」という食料・農業・農村基本計画の方針に相反し、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上や農業のもつ多面的機能の発揮は不可能と言わざるを得ません。

よって、政府におかれては、我が国の国土と農業を守り、食料安全保障を確立するためにも、我が国がT P P交渉に参加することのないよう強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（北本俊一君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（北本俊一君） 次に、発議第1号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（北本俊一君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（北本俊一君） これより採決に入ります。

発議第1号 T P P交渉に関する意見書についてを採決いたします。

発議第1号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（北本俊一君） 次に、追加日程第6 各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（北本俊一君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（北本俊一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第1回定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後2時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 北 本 俊 一

署名議員 林 一 郎

署名議員 中 谷 浩 之